

ディスクロージャー

DISCLOSURE



2025



全東栄信用組合

索引

各開示項目は、以下のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、◎印は「金融再生法」に規定されている法定開示項目です。

* 索引	1	* 業務粗利益及び業務純益等	37
ごあいさつ	2	* 預貸率、預証率の期末値及び期中平均値	37
経営理念	2	* 受取利息及び支払利息の増減	37
あゆみ	3	* 総資産利益率	38
* 役職員の状況	4	経費の内訳	38
* 会計監査人の名称	4	役務取引の状況	38
* 組織図	4	その他業務収益の内訳	38
営業地区一覧	4	【貸出金及び預金に関する指標】	
総代会及び総代	5	* 貸出金業種別残高・構成比	39
総代の属性別構成比	5	* 貸出金種類別平均残高	40
第75期定時総代会	5	消費者ローン・住宅ローン残高	40
総代のご紹介	6	* 貸出金使途別残高	40
理事会・総代会・検査事項等	7	* 貸出金金利区分別残高	40
報酬体系について	8	* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	42
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	9	代理貸付残高	42
* コンプライアンス態勢	9	* 預金種目別平均残高	43
* リスク管理態勢	10	預金者別預金残高	43
マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクへの対応	10	* 定期預金種類別残高	43
反社会的勢力に対する取組み	10	財形貯蓄残高	43
個人情報保護の取組み	10	1店舗当りの預金及び貸出金残高	43
* 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	11	職員1人当りの預金及び貸出金残高	43
【地域密着型金融の取組み】		【有価証券に関する指標】	
地域金融の円滑化	12	* 有価証券時価・評価差額等	45
情報開示と顧客満足度の向上	14	* 有価証券・金銭の信託等の取得価格	
顧客保護の徹底	17	または契約価格・時価及び評価損益	46
全東栄信用組合 SDGs宣言	18	* 有価証券種類別平均残高	46
【地域の活性化のための取組み状況】		* 商品有価証券の種類別平均残高	46
中小企業の経営支援に関する取組み	19	* 有価証券種類別残存期間別残高	46
地域貢献活動	20	【その他の指標】	
* 主要な事業の内容	21	不良債権の状況	47
ご預金のご案内	22	* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	48
ご融資のご案内	23	◎金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	48
各種サービスのご案内	24	* 貸倒引当金の内訳	49
現金自動機器設置状況	24	* 貸出金償却額	49
貸金庫設置状況	24	* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	49
諸手数料のご案内	25	* 総資金利鞘等	49
* 事業の概況	26	内国為替取扱実績	50
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	26	外国為替取扱高	50
* 法定監査の状況	26	外貨建資産残高	50
* 主要な経営指標の推移		オフバランス取引状況	50
預金積金残高	27	先物取引の時価情報	50
貸出金残高	27	オプション取引の時価情報	50
経常利益	28	公共債引受額	50
当期純利益	28	公共債密販実績	50
業務純益	29		
コア業務純益	29	* 中小企業の経営改善への取組み状況	51
主要な経営指標	30	* 経営者保証に関するガイドラインに対する取組み状況	51
普通出資の組合員数	30	* リスク管理体制一定性的事項	52
* 貸借対照表	31	* リスク管理体制一定量的事項	53
* 損益計算書	35		
* 自己資本の構成に関する開示事項	36	* 店舗一覧	58
* 自己資本調達手段の概要	36		
【主要業務に関する指標】			
* 剰余金処分計算書	37		

ごあいさつ



理事長 高橋 正次

平素は格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様へ当組合の経営内容をお伝えするためにディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧の上当組合へのご理解を一層深めて頂ければ幸いです。

2024年度は、日銀による政策金利の引き上げが実施され17年ぶりに金利のある世界に戻った年となりました。また、日経平均株価が過去最高値である40,000円を超えるとともに、大手企業等は2年連続のベースアップも実施され、経済の回復傾向がみられます。但し、先行きについては、アメリカの政策動向や、物価の上昇や中東情勢、金融市場の変動などの影響に注意する必要があります。

地域経済を担う私たちのお客様である中小・小規模事業者を取り巻く環境は、物価上昇や賃上げによるコスト増に加え、深刻な人手不足、価格転嫁の遅れなど経営の不透明さが続いております。特に輸入業者については、急激な円安に伴う輸入コストの上昇により、持続的に経営を続けることが困難となる先も出てきております。

また、私たち信用組合を取り巻く環境も、いまだ、事業者の設備投資などの資金需要が活発でなく、また、倒産や財務内容の悪化による引当金が増加するなど、コスト増による収益面での厳しい状況が続いております。

今後も、取引先事業者へのモニタリングを強化し、把握した経営課題について当該実権者と膝を突き合わせた情報交換を密にするとともに、ビジネスサポートデスク、東京都中小企業活性化協議会など、外部支援機関等を活用し経営改善支援の精度を高め、課題解決に向け実践してまいります。

これからも地域の発展のため、またお客様の信頼にお応えできるよう、地域になくてはならない金融機関として、役職員一同全力で取り組んで参ります。

今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

経営理念

1. 地域密着経営の徹底

地域金融機関として、地域中小企業の経済力の向上、地域住民の生活の向上、地域社会の繁栄に寄与するため、絶えず考え行動し、地域のためになくてはならない組合になること。

2. 顧客密着経営の徹底

組合の情報・地域情報・金融情報等の提供とお客様のニーズに広く応えることに努め、お互いの信頼関係を深め、あらゆる相談に対応できる組合になること。

3. 健全経営の徹底

公共性を求められる金融機関として、誠実・公正で知識・技能と意欲をもって行動する人材の育成とコンプライアンス態勢の構築及び収益基盤の確立に努め、健全な組合になること。

昭和26年10月	千代田区神田小川町に設立、初代理事長に天野定次郎就任
昭和27年	世田谷区太子堂に世田谷支店新設開店 台東区元浅草に三筋町支店新設開店 手形交換加盟（受託銀行 横浜銀行）
昭和28年	2代目理事長に岡崎亮一就任
昭和36年	豊島区南長崎に東長崎支店新設開店
昭和38年	渋谷区本町に渋谷本町支店新設開店
昭和40年	3代目理事長に本多一雄就任
昭和41年	大田区中央に大森支店新設開店
昭和42年	北区上十条に十条支店新設開店 電算センター設置、IBM、PCS 導入
昭和45年	足立区西新井に西新井支店新設開店
昭和48年	豊島区池袋本町に下板橋支店新設開店 千代田区神田小川町より、豊島区池袋本町に本部を移転
昭和49年	IBM システム 3 導入
昭和53年	渋谷本町支店新築移転 足立区舎人に舎人支店新設開店
昭和56年	全国信用組合共同オンラインに加盟 預金科目オンライン移行
昭和58年	東長崎支店新築移転
昭和60年	預金科目第2次オンライン移行 8店舗にCDコーナー設置
昭和61年	世田谷支店新築移転 4代目理事長に宮下武雄就任 融資科目オンライン移行
平成元年	渋谷本町支店、西新井支店、舎人支店の3店舗に貸金庫設置
平成2年	IBM AS-400導入
平成3年	第3次オンライン移行 諸勘定日計オンライン移行 渉外支援ハンディ端末導入
平成4年	三筋町支店にCDコーナー設置
平成5年	本店営業部新築開店、CDコーナー設置 三筋町支店新築移転、貸金庫設置 下板橋支店に貸金庫設置
平成8年	5代目理事長に亀井利夫就任
平成10年	東長崎支店、大森支店の2店舗に貸金庫設置
平成11年	ポスト第3次オンライン移行 オンライン端末全面入替 大森支店、渋谷本町支店の2店舗に貸金庫増設
平成12年	渉外支援ハンディ端末全面入替
平成13年	6代目理事長に郡山育郎就任
平成16年	7代目理事長に発地幸徳就任
平成18年	東長崎支店に貸金庫増設 世田谷支店に貸金庫設置
平成19年	第5次オンラインシステム稼働 8代目理事長に浅沼博就任 渋谷本町支店移転 十条支店に貸金庫新設 舎人支店に貸金庫増設
平成20年	オンライン端末全面入替
平成23年	渉外支援システム全面入替
平成24年	十条支店新装開店
平成25年	9代目理事長に橋本勇就任
平成27年	第6次オンラインシステム稼働
平成30年	インターネットバンキング取扱開始 しんくみPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取扱開始 渉外支援ハンディ端末全面入替
令和元年	日本銀行歳入復代理店窓口収納取扱開始
令和2年	スマホ決済サービスBankPay（バンクペイ）取扱開始 ダイレクト納付サービス取扱開始 Web口座振替受付サービス取扱開始
令和3年	10代目理事長に高橋正次就任 スマホ決済サービスJ-CoinPay（ジェイコインペイ）取扱開始
令和4年	PayPayの取扱開始 電子手形交換所による交換決済開始 ことら送金サービス取扱開始
令和5年	第7次オンラインシステム稼働 しんくみアプリ with CRECO 取扱開始
令和6年	オンライン端末全面入替

役職員の状況

●役員一覧

理 事 長 高 橋 正 次	常 勤 理 事 大 山 光 司	常 勤 監 事 富 樫 敬
専 務 理 事 須 下 洋	常 勤 理 事 野 口 浩 康	非 常 勤 監 事 林 晃 司
常 勤 理 事 石 井 良 一	非 常 勤 理 事 石 川 正 樹	非 常 勤 監 事 小 川 勉

(令和7年6月24日現在)

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

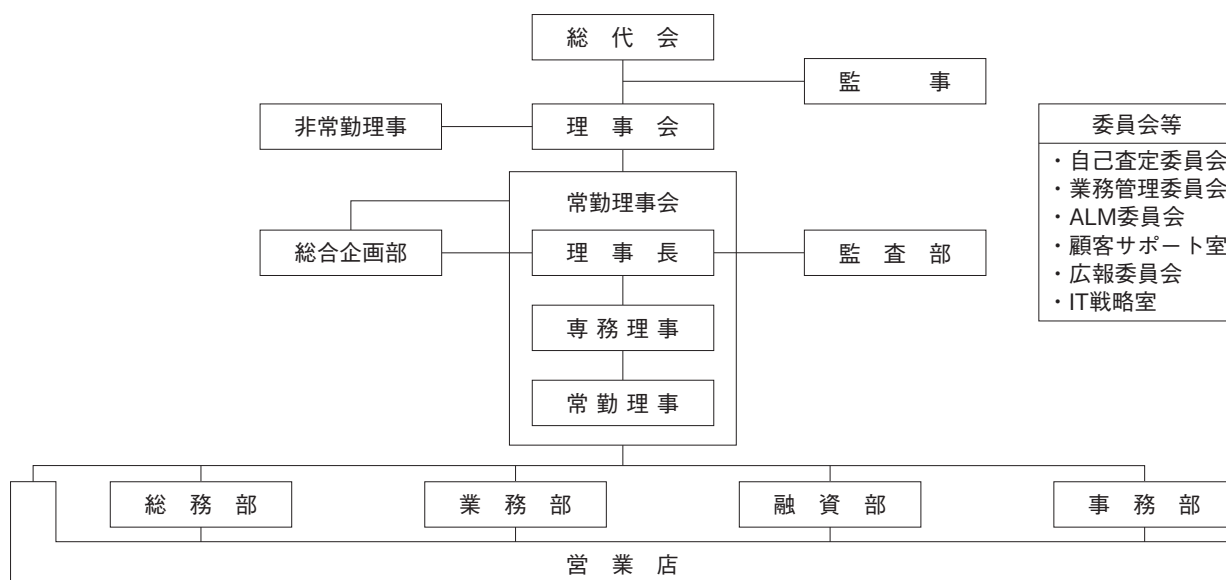
●職員数の推移

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
男性職員	64人	61人
女性職員	52人	51人
合 計	116人	112人

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人(令和7年3月末現在)

組織図



営業地区一覧

千代田区・中央区・台東区・港区・世田谷区・新宿区・渋谷区・目黒区・豊島区・墨田区・江東区・文京区・中野区・大田区・品川区・杉並区・練馬区・板橋区・北区・荒川区・足立区 以上21区

総代会及び総代

- ・信用組合は、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。
- ・組合員は、総会を通じ議決権を行使することにより経営に参加することになります。
- ・当組合では、最高意思決定機関として、総会に代わる総代会を設けております。
- ・総代会は、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分案の承認、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。
- ・総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っており、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。任期は3年で、就任年齢は満85歳未満、最高年齢87歳をもって任期満了としております。尚、定数は地区別に決められており、全体で100人以上110人以内となっております。

総代の属性別構成比

(令和7年6月24日現在)

職業別

個人 0.96% 個人事業主 22.11% 法人役員 76.92%

年代別

50代 13.49% 60代 26.92% 70代 35.57% 80代 24.03%

業種別

製造業 12.62% 建設業 23.30% 情報通信業 1.94% 運輸業 4.85%
卸売業、小売業 22.33% 不動産業 20.38% 学術研究、専門・技術サービス業 0.97%
飲食業 5.82% 生活関連サービス業 1.94% 教育、学習支援業 0.97% その他の産業 4.85%
(注)業種別は、個人事業主、法人役員のみ記載しております。

第75期 定時総代会

令和7年6月24日に東天紅 上野店にて開催され、総代104名のうち、102名(うち、委任状出席47名)が出席され、全議案が可決・承認されました。

報告事項 第74期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告及び貸借対照表、損益計算書の報告に関する件

決議事項 第1号議案 第74期剰余金処分案の承認に関する件
第2号議案 第75期事業計画並びに収支予算案の承認に関する件
第3号議案 組合員法定脱退に関する件
第4号議案 理事・監事任期満了につき改選に関する件
第5号議案 第75期役員報酬に関する件
第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件



第1区(本店営業部の所轄地域)

定数11名・総代数11名

江本 篤哉(6) 大溝 武(7) 久保田俊一(2) 小林 秀行(1) 佐藤 友行(4)
土屋 憲夫(4) 寺村 満夫(1) 橋本 靖博(1) 水野 孝則(2) 室岡 秀雄(7)
横山 第悟(1)

第2区(世田谷支店の所轄地域)

定数14名・総代数14名

赤池 宗孝(5) 猪又 秀雄(9) 小川 洋子(2) 金田 修一(2) 黒澤 徹也(4)
小池 晴彦(1) 河野 保(4) 小松 信二(1) 島田 秀考(15) 中嶋 嘉章(5)
福本 金保(12) 村井 良行(3) 山田 喜芳(1) 吉田 昌史(2)

第3区(三筋町支店の所轄地域)

定数8名・総代数7名

青戸昭太郎(7) 市川 隆一(1) 伊藤 友厚(1) 今泉 泰一(2) 佐伯 良美(2)
塚田 洋子(4) 畑中保比古(1)

第4区(東長崎支店の所轄地域)

定数9名・総代数9名

岩崎 恵弘(4) 熊谷 茂(2) 武井 一也(5) 武川 和義(11) 鶴岡 丈夫(4)
成井 秀男(8) 細川 貴之(2) 望月 巖(4) 吉田 清(6)

第5区(渋谷本町支店の所轄地域)

定数14名・総代数13名

一角 泰雄(3) 大場 秀夫(6) 小池 茂男(4) 佐藤 隆樹(1) 杉本 恭一(4)
田村 豊也(11) 中村 尚行(1) 成田 稔(1) 平松 邦明(3) 廣田 和英(2)
藤咲 昌一(2) 水柿 五子(4) 山口 伸一(2)

第6区(大森支店の所轄地域)

定数11名・総代数9名

奥居耕太郎(6) 小牧のり子(2) 酒井 和夫(7) 菅原 勇継(6) 鈴木 英男(6)
建石 則章(9) 伏見 健一(1) 森田 基敬(4) 吉川 康仁(4)

第7区(十条支店の所轄地域)

定数10名・総代数10名

飯塚 信男(2) 市川英一郎(5) 栗田 哲明(1) 幸村 秀範(4) 竹内 忠雄(2)
野口 武彦(7) 灰原 義夫(17) 林 秀博(4) 星野 和吉(9) 村上 平治(12)

第8区(西新井支店の所轄地域)

定数15名・総代数14名

内田 巖(5) 小林 一光(2) 小柳 達雄(1) 清水 健治(1) 清水 忠勝(13)
志水 正明(9) 関 邦次(2) 高井 良子(2) 土田 恭宏(1) 中田 清政(1)
藤川 重郎(6) 丸山 博久(4) 吉田 則行(1) 和智 利実(1)

第9区(下板橋支店の所轄地域)

定数8名・総代数7名

石川 雅章(2) 尾崎 英幸(11) 桐生 紘一(10) 寺門 孝史(4) 日置 一夫(12)
間瀬 晴之(4) 渡部 和美(4)

第10区(舎人支店の所轄地域)

定数10名・総代数10名

秋田 博之(2) 岩野 亮一(3) 影山 孝(2) 片桐 明(1) 久野 茂(6)
品川 久則(3) 俵谷 幸喜(5) 宮坂 志郎(2) 村上 文教(3) 米澤 良次(1)

合計 総代定数110名 総代数104名
(注)氏名の後に就任回数を記載しております。

理事会・総代会・検査事項等

令和6年4月9日		関東財務局より、金融検査を受ける。
令和6年4月26日	定例理事会 決議事項	出資加入承認に関する件 中期経営計画(令和6年度～令和8年度)における3ヶ年の計画数値に関する件 第74期事業計画並びに収支予算案に関する件 自己査定結果報告及び一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金計上額に関する件 定時総代会開催日時及び場所に関する件 令和5年度コンプライアンス・プログラム実施状況報告並びに令和6年度コンプライアンス・プログラムに関する件 理事制裁に関する件
令和6年5月29日	定例理事会 決議事項	定時総代会開催に関する件 第73期事業報告及び計算書類等(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、附属明細書)の承認に関する件 出資加入承認に関する件
令和6年6月25日	定時総代会 報告事項 決議事項	第73期事業報告及び貸借対照表、損益計算書の報告に関する件 第73期剰余金処分案の承認に関する件 第74期事業計画並びに収支予算案の承認に関する件 理事退任に伴う新理事選出に関する件 第74期役員報酬に関する件 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件
令和6年6月26日	定例理事会 決議事項	令和6年度役員報酬に関する件 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件 出資加入・譲渡承認に関する件 給与規程及び資格・職務手当金額表の改定に関する件
令和6年7月29日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和6年8月27日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 令和6年度第1四半期実績分析の結果に関する件
令和6年9月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和6年10月29日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和6年11月7日		東京都会計管理者より、本店営業部・三筋町支店が東京都公金事務について検査を受ける。
令和6年11月27日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 令和6年度上期における貸出金分析に関する件
令和6年12月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 給与規程の改定に関する件
令和7年1月28日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和7年2月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和7年3月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 出資金期末脱退承認に関する件 令和7年度事業計画策定に関する件 不良債権償却に関する件 口座二法に係る業務開始にともなう関連規程の改定に関する件 育児・介護休業等に関する規程の改定に関する件

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a：決定方法 b：支払手段 c：決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	37,154	50,000
監事	7,632	8,000
合計	44,786	58,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

注3. 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬(賞与を含む)は40,584千円です。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

注5. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事20,287千円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しない報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「お客様(組合員)ファースト」の精神のもと、お客さまの満足度向上に努め「地域密着」「顧客密着」「健全経営」の経営理念に基づき、地域の「生活総合相談センター」となることで、お客さまから選ばれ役に立つ金融機関を目指しています。

当組合は金融商品の販売においても、この経営理念を实践するため、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定・公表し、お客さまの更なる信頼にお応えするため、役職員全員でこの方針を共有・実践してまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

当組合は、常にお客さまにとって最善の利益を追求するために、誠実かつ公正な姿勢で行動するとともに、お客さま本位の金融商品やサービスを提供してまいります。

当組合は、お客さまからのご相談・要望・苦情等に誠意をもって対応いたします。また、アフターフォローを通じて、適切な情報提供やアドバイスを行ってまいります。

2. 手数料の明確化

当組合が取り扱う金融商品については、お客さまが負担する手数料、その他の費用の透明性向上に努め、「手数料一覧表」をホームページや店頭に掲示し、また、資料等によりお客さまに分かりやすくお伝えしてまいります。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

当組合は、金融商品の内容やリスク・取引条件などの情報について、お客さまが十分に理解できるよう、丁寧に説明を行ってまいります。

金融商品やサービスの提案・販売を行う場合には、お客さまの金融商品に対する知識、経験、財産等の状況を踏まえ、お客さま一人ひとりに合った、親切丁寧に分かりやすい説明を行ってまいります。

4. 「お客さま本位」を实践するための人材育成

お客さまからの信頼を最優先に考え、当組合職員に対してコンサルティング力・マネジメント力の強化に資する教育や研修を行い、人材育成に努めてまいります。

お客さまのニーズや利益に真に合う営業活動を評価するとともに、業績評価へ反映させてまいります。

○お客さま本位を实践するための人材育成の一環として、「財務基礎研修」及び「メンター研修」を実施いたしました。



コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域における協同組織金融機関として、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として捉え、役職員一人ひとりが、法令やルールの遵守を常に心がけ、社会の信頼を得ていくことに努めております。

当組合では、本部に業務管理委員会を設置し、営業店には「コンプライアンスオフィサー、コンプライアンス担当者」を配置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス・プログラム(コンプライアンス年度計画)の实践等、役職員が一丸となって取組んでおります。

リスク管理態勢

金融の自由化・グローバル化等の進展により、金融業務はますます多様化且つ複雑化し、金融機関経営において信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどのリスク管理については経営上、重要な課題の一つと位置づけ、「健全性の維持」と「収益性の向上」双方のバランスのとれた経営を目指しております。

当組合では、地域の皆様から信頼される金融機関であり続けるためにリスク管理態勢の充実に努めております。

●信用リスク管理

融資審査にあたっては公共性、成長性、安全性、収益性、流動性の5原則を踏まえ、お取引先の実態把握と財務分析による厳正な審査と、業種別、金額階層別、資金使途別ポートフォリオ管理を強化し、リスクの分散を図っております。

●市場関連リスク管理

為替・金利・株価などが変動することにより損失が発生するリスクを市場関連リスクといいます。ALMシステムを活用しリスクの把握・分析を行うとともに適切なリスク管理に努めております。

●流動性リスク管理

支払準備資金の確保等資金繰りを重要なリスク管理として位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

●事務リスク管理

正確・迅速且つ効率的な事務処理を行うため、役職員の事務リスクに対する意識を高め、事務水準の向上、業務運営の適正化を図っております。

監査部による内部監査の実施、営業店における部店内監査の毎月実施と報告等により不正や過誤の防止に努めております。

●システムリスク管理

コンピュータシステム等を安全稼働させるため、障害などを未然に防止する態勢の充実に努めております。

また、コンピュータの不正使用、データや情報の流失等の防止についても適切な管理を行っております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクへの対応

当組合は、グローバル化するマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクに対応するため、リスクに最初に直面する営業部門を第1の防衛線、対策の整備・周知、研修等の機会の提供や、相談対応等のサポート態勢を担う管理部門を第2の防衛線、独立した立場で実効性を監査する役割を担う監査部門を第3の防衛線として、組織的にマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク低減に努めております。

反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会的責任の役割を果たすとともにコンプライアンスのより一層の徹底を図るため、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力への対応として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、その基本方針の下、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しても確固たる態度で対応するなど、反社会的勢力への対応管理態勢の強化に努めております。

これにより、お客様が当組合の組合員となる場合、ご預金をご契約いただく場合、ご融資をお受けになる場合において、反社会的勢力に該当しないことを表明、確約していただいております。お客様には、取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを尚一層強化してまいります。

個人情報保護の取組み

当組合では、個人情報保護を当組合の重要事項と捉え、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令等を遵守してお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性、機密保持に努めております。

個人情報につきましては、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、適切に管理しております。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合は、お客様からの苦情等については、「お客様お取引店舗」または「総務部（当組合相談窓口）」で受け付けております。お客様からのお申し出については、金融ADR制度（Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客様の信頼の向上に取り組んでおります。

○当組合へのお申し出先

「お客様お取引店舗」または「総務部（当組合相談窓口）」をお願いいたします。

住所、電話番号については、「お客様お取引店舗」は58頁の「店舗一覧」をご覧ください。「総務部（相談窓口）」は以下の通りです。

名称	住所	電話番号	受付時間
総務部（相談窓口）	〒170-0011 豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0177	9:00～17:30 土・日・祝日および金融機関休業日を除く

○当組合以外のお申し出先

苦情等のお申し出は当組合のほか、他の機関でも受け付けております。

名称	住所	電話番号	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-0031	9:30～12:00、13:00～16:00 月～金（祝日および年末年始を除く）
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3595-8588	10:00～12:00、13:00～16:00 月～金（祝日および年末年始を除く）
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-2249	9:30～12:00、13:00～17:00 月～金（祝日および年末年始を除く）

（注）上記センターで紛争の解決を図ることも可能です。「お客様お取引店舗」または「総務部（相談窓口）」、「東京都信用組合協会」、「しんくみ相談所」へお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もございます。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当る。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	住所	電話番号	受付時間
東京都信用組合協会	〒104-0031 中央区京橋 1-9-5	03-3567-6211	9:00～16:30 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）
しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）	〒104-0031 中央区京橋 1-9-5	03-3567-2456	9:00～17:00 月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）
そんぽADRセンター （一般社団法人 日本損害保険協会）	〒101-8335 千代田区神田淡路町 2-9	0570-022808	9:15～17:00 月～金（祝日及び年末年始を除く）

地域密着型金融の取組み

当組合の 地域密着型金融の 基本方針

当組合は「地域の中小企業の発展、地域住民の経済力の向上、地域の繁栄」に寄与することを経営方針に掲げ、地域社会の「生活総合相談センター」を目指し、地域密着型金融の実現に向けて以下の3項目を重点課題として取組んでおります。

I. 地域金融の円滑化

1. 地域のお客様のニーズに則した資金提供

(1) 物価・石油高騰、ウクライナ、人材不足、為替等の景気対策融資の推進

(令和6年度) 都・区制度融資資金	373件	3,311,570千円実行
-------------------	------	---------------

(2) 起業・創業をお考えの方を対象とした「創業サポートローン」・「女性・若者・シニア創業サポートローン」の推進

(令和6年度) 創業資金	15件	85,760千円実行
--------------	-----	------------

(3) 事業性のお借入れについて資金繰り緩和をお考えの方を対象とした「サンクスサポートローン」の推進

(令和6年度) サンクスサポートローン	5件	58,500千円実行
---------------------	----	------------

(4) 日本政策金融公庫との協調融資の推進

(令和6年度) 日本政策金融公庫との協調融資 (内、当組合実行分)	1件	130,000千円実行 100,000千円実行
---	----	----------------------------

(5) 「人」・「事業」の評価を重視した「事業性評価ローン」、「未来500」の推進

(令和6年度) 事業性評価ローン・未来500	2件	24,000千円実行
------------------------	----	------------

(6) 「住宅ローン」「リフォームローン」等住宅関連資金、「ハッピーライフローン」、「まとめちゃ王」及び「フリーローン」等提携保証付融資等の個人ローン推進

(令和6年度)		
(1) 住宅関連資金	6件	159,600千円実行
(2) 消費ローン	296件	467,700千円実行

(7) 当組合と「職域サポート契約」を締結していただいた事業所の経営者及び従業員を対象とした、「職域サポートローン（消費資金）」等の推進

(令和6年度) 職域サポートローン	15件	16,100千円実行
-------------------	-----	------------

2. 顧客支援の取組み

コンサルティング機能を発揮し、地域のお客様の課題を把握・分析し、最適なソリューションを提案・実行する事で、地域活性化に貢献してまいります。

- (1) 課題解決に向けた本業支援活動の実施（売上向上支援、補助金・助成金の活用、事業性評価、資金繰り表等）

（令和6年度）

(1) 売上向上支援	36件
(2) 補助金・助成金の申請支援	7件
(3) 事業性評価シートの作成支援	49件
(4) 資金繰り表の作成支援	155件

- (2) 外部支援機関（商工会議所、事業承継・引継ぎ支援センター、(株)トランビ、東京都よろず支援拠点等）及び外部専門家（各種士業・専門人材等）との連携による課題解決支援の実施

（令和6年度） 55件

- (3) 財務改善支援による経営改善計画策定の実施

（令和6年度） 23先

3. 融資対応力、本業支援活動への対応力の向上

お客様からの融資相談や事業に関わる課題や悩み相談に対し的確にお応えするため、内部研修の実施及び外部研修への職員派遣等により融資知識、融資スキル等の融資対応力の向上を図っております。

渉外係を対象とした、「地域金融機関による事業承継促進事業」の事業受託機関である株式会社パソナより、講師を招き、勉強会を実施致しました。



II. 情報開示と顧客満足度の向上

1 組合の経営情報の開示

経営内容を正確にお伝えするため、地域やお客様に対し、積極的に情報発信してまいります。

2 お客様の声を経営に反映させる態勢の構築

お客様のご意見、ご要望をお聞かせいただきながら、お客様がご利用しやすい組合づくりに努めてまいります。

3 各種取組による顧客満足度の向上

お客様の満足度向上のため、各種取組を通じ、お客様のニーズにお応えすると共に、お客様本位の業務運営に努め、顧客満足度の向上に繋げてまいります。

(1) 子育て中のご家族、年金をお受け取りの方々への優遇商品の提供

The image shows three promotional posters for Aikawa Credit Union (金東栄信用組合).
Poster 1: 「ファミリー積金」 (Family Savings)
 - Headline: 「なんと金利が2倍！」 (What a 2x interest rate!)
 - Details: 3-year term deposit interest rate of 0.150% is 0.3% (2x).
 - Features: Interest rate bonus, flexible withdrawal, and a 2x interest rate for the first 3 years.
Poster 2: 「プレミアム積金」 (Premium Savings)
 - Headline: 「なんと金利が2倍！」 (What a 2x interest rate!)
 - Details: 3-year term deposit interest rate of 0.150% is 0.3% (2x).
 - Features: Interest rate bonus, flexible withdrawal, and a 2x interest rate for the first 3 years.
Poster 3: 「年金をお受取りの皆様へ」 (For those receiving annuities)
 - Headline: 「年金をお受取りの皆様へ」 (For those receiving annuities)
 - Features: Special interest rate bonus, interest rate premium, and various gifts like travel vouchers and birthday presents.

(2) 地元行事・学校関係・趣味の会等の絵画・書道展やイベント等の開催

地元行事やイベントへも積極的に参加しております。



(3) 「年金旅行」の実施及び「年金友の会 誕生会」の開催



第42回年金旅行
ひたち海浜公園
“コキア”観賞と
秋の味覚“柿狩り”

年金友の会
実施の様子

(4) 若手経営者の会である「さかえ会」の活動の充実

若手経営者を対象とし、次世代組合員の組織化や相互の親睦を図り、事業発展を目的とした「さかえ会」は第10回総会を迎えることができ、講演会、懇親会を開催し、親睦を図りました。



(5)「しんくみご当地グルメ選手権in東京タワー2025」の開催

東京タワーにて平成31年以来の開催となる「しんくみご当地グルメ選手権in東京タワー2025」を開催しました。

しんくみご当地グルメ選手権は、東京と地方の13信用組合共同で、各信用組合の取引先飲食店の自慢のメニューを来場客の投票で競うコンペと地方観光・名産品を紹介し、イベントを通じて、新鮮な食材・食文化などの情報発信や異なる個性を持つ地域と地域が連携した双方の発展および東京から地方へ、また地方から東京への新たな「ひと」「モノ」の流れを生み出すことでの地域の活性化を目的として、開催されました。



(6) 生活総合相談センターの態勢強化

お客様からのご相談にタイムリーにお応えするため、公認会計士・税理士、弁護士、司法書士とアドバイザー契約を結び、相談態勢の強化を図っております。

Ⅲ 顧客保護の徹底

顧客保護等管理方針を役職員全員が認識・徹底して、説明責任態勢の強化等、お客様からの信頼を確保するための取組みに努めております。

顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、法令等という。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、商品等という。）を利用し又は利用しようとする方（以下、お客様という。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するための取組みを継続的に行ってまいります。

2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行ってまいります。

3. お客様からの相談、苦情等の対応について

当組合は、お客様からの相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保することにより、当組合の事業についてお客様の理解が得られるよう努めてまいります。

4. お客様の情報管理について

(1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様に提示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供は行いません。

(2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じてまいります。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱い及びお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先の管理を徹底してまいります。



全東栄信用組合 SDGs宣言

全東栄信用組合は、「地域密着経営の徹底」・「顧客密着経営の徹底」・「健全経営の徹底」を経営理念に掲げ、地域金融機関として、地域中小企業の経済力の向上、地域住民の生活の向上、地域社会の繁栄に寄与するため、絶えず考え行動し、地域のためになくてはならない組合になることを目指して取組んでまいりました。

当組合の取組みは、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と合致するものと考え、SDGs宣言を致します。

令和6年1月4日
理事長 高橋 正次

全東栄信用組合「SDGs」への具体的な取組み

1. 【地域活性化への取組み】

- 事業性評価に基づく融資・支援の推進
- 創業支援
- 経営改善支援（中小企業診断士との支援等）
- 日本政策金融公庫等との協調・連携
- 外部支援機関との連携
- 事業承継支援
- 信用組合業界との連携



2. 【地域社会への貢献のための取組み】

- 認知症サポーターの養成
- 各種地域行事への積極的参加
- しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈
- 高齢者への金融サービス提供（年金定期等）
- マネロン・テロ資金供与対策におけるリスク管理態勢の強化
- 献血運動への参加
- 職域サポート制度による勤労者支援に向けた取組み
- 振込詐欺被害の未然防止に向けた取組み
- 地域見守り活動（こども110番）の実施



3. 【地域環境保全への取組み】

- クールビズの実施
- ペーパレス化の推進
- LED照明導入による省電力化



4. 【人材育成への取組み】

- 各種検定試験・資格取得の奨励及び研修の実施
- 時間外勤務削減や有給休暇取得向上に向けた働き方改革の推進
- 女性活躍推進法に基づく対応
（育児休業の充実・女性管理職比率の引上げ・女性渉外の配置）



地域の活性化のための取組み状況

当組合は、東京都区部21区（葛飾区、江戸川区を除く）を営業地区とし、地元の中小・小規模事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、地域中小企業の事業の発展や地域住民の生活の向上に寄与し、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の発展や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

I. 中小企業の経営支援に関する取組み

○2024しんくみ食のビジネスマッチング展・「しんくみ物産展」、「食の商談会」が開催され当組合取引事業者様7社にご参加いただきました。



○当組合のお取引飲食店のご紹介広告（「ぜんくん＆えっちゃんのイチオシのお店！ 応援企画」）を作成し、お取引先飲食店の応援に取組みました。



II. 地域貢献活動

1. 文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

(1) しんくみピーターパンカードの取扱い

カード利用代金の0.5%が、信組業界が選定したチャリティ関連団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院などもチャリティへ寄付される仕組みのクレジットカード「しんくみピーターバンカード」を取扱っております。

(2) 会議室の開放

地元各種団体・サークル活動に会議室を開放し、交流の場として提供しております。

(3) 献血運動への参加

役職員が年2回の献血活動に参加しております。

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債窓販業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ホ) 東京都の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入保管業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

(チ) 損害保険及び生命保険の窓販取次業務

(リ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

休眠預金の取り扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行され、これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを行っております。ホームページにも電子公告として「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載しておりますので、お心当たりのある方は、過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降の最後のお取引から10年以上お取引がない預金と定期積金が休眠預金となります。(障害のある方のマル優の適用預金などは対象外となります。)
対象預金と預金保険機構への納付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときは、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年経過する日までに、休眠預金として預金保険機構に納付します。
休眠預金のお引出し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の支払い請求ができます。

営業案内

【ご預金のご案内】

種 類	期間その他	お預入れ額	特 色
総合口座 定期性総合口座	出し入れ自由 (お取扱いは 個人のみ)	1 円以上	1 冊の通帳で「入金・貯める・借りる」の取引ができる便利な口座です。 定期預金・定期積金をセットすることで、定期預金・定期積金の残高の90%以内(最高300万円)までご融資が受けられます。
普通預金	出し入れ自由	1 円以上	手軽に出し入れでき、家計簿、出納簿代わりに使えます。公共料金等の自動支払い・キャッシュカード・デビットカードなど便利な機能がついています。 組合員の方で、当組合で住宅ローンやカードローン、年金のお受取り、給与のお振込み、国民年金保険料のお引落しなどをご利用されている方に優遇金利を適用しております。
無利息型普通預金	出し入れ自由	1 円以上	預金保険制度における決済用預金の条件を満たす無利息の普通預金です。
後見制度支援預金	家庭裁判所の 発行した「指示書」に基づき、お預入れ、お引出しを行います	1 円以上	後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常の支払をするのに必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するもので、後見開始の審判を受けた方の財産を適切に管理・利用することを目的とした預金商品です。
貯蓄預金	出し入れ自由 (お引出しの際 I 型は 1 ヶ月に 6 回目から手数料がかかります)	I 型基準残高 30 万円以上 II 型基準残高 10 万円以上	I 型・II 型のいずれかをお決めいただき、その基準残高に応じた金利が適用されます。 普通預金よりも適用金利を高めに設定し貯蓄性もかねそなえた預金です。 普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用出来ません。
当座預金	出し入れ自由	1 円以上	小切手、手形をご利用いただける預金です。商取引代金のお支払いに便利で安全です。
納税準備預金	ご入金自由、 お引出しは納税時	1 円以上	納税に備えてお預けいただく預金です。 納税の目的でお引出しの場合には、お利息は非課税です。
通知預金	7 日以上	5,000 円以上	短期間(7 日以上)にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払出しは払出日の 2 日前までにご連絡が必要となります。
スーパー積金	1 年以上 5 年以内	原則 5,000 円 以上	目標の実現や、イザというときの備えに毎月積立てていく商品です。 集金にもお伺い致します。
子育て応援 「ファミリー積金」	1 年以上 5 年以内	原則 5,000 円 以上	18 歳未満のお子様を扶養する親権者を対象に、店頭表示金利の 2 倍の金利でお取扱しております。
プレミアム積金	1 年以上 5 年以内	原則 10,000 円 以上	当組合で年金をお受取りの方を対象に、店頭表示金利の 2 倍の金利でお取扱しております。
大口定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円 以上	1,000 万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。
期日指定定期	最長 3 年	100 円以上 300 万円未満	個人を対象とした 1 年複利の預金です。期間は最長 3 年で据置期間 1 年を経過すると満期日を指定することができ、預金の一部解約も可能です。
スーパー定期	1 ヶ月以上 5 年以内	100 円以上 1,000 万円未満	固定金利で、まとまった資金の運用に適した預金です。
ことぶき定期	1 年	1,000 万円まで	当組合で年金をお受取りの方を対象に、金利を上乗せしてお取扱しております。
退職金定期 「悠々ライフ」	6 ヶ月 1 年	300 万円以上 退職金範囲内	退職金をお預入れいただくと優遇金利が適用になります。
相続定期預金	1 年	100 万円以上	相続されたご預金をお預入れいただくと優遇金利が適用になります。
ステップアップ定期	最長 5 年	1 万円以上 1,000 万円未満	半年複利で、長く預けるほど金利がアップします。
変動金利定期	1 年以上 3 年以内	100 円以上	お預入れ日から 6 ヶ月ごとに適用金利を見直し、その時々金融情勢に応じた金利が適用されます。
しんくみ相続信託 (オリックス銀行 提携商品)	30 年	100 万円以上 500 万円以内	遺言代用信託(元本保証型合同運用指定金銭信託)でご契約者様の資産運用と管理を行い、お亡くなりになられた際には、配偶者などの相続人様にスムーズに資産を引き渡すことが出来ます。

預金等の保護について	預金等の分類		保護の範囲(平成17年4月以降)
金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息等となっております。	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外(預金保険の対象外)
	(注) 1. 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。 2. 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)		

営業案内

【ご融資のご案内】

●個人ローン

種 類	特 色	融資金額	期 間
住宅ローン	団らん	100万円～1億円	35年以内
	団らん (全国保証(株保証付))	100万円～2億円	2年以上 35年以内
	クレディセゾン住宅ローン	100万円～2億円	1年以上 50年以内
リフォーム ローン	快適くん	100万円～500万円以内 500万円超～1,000万円	10年以内 20年以内
	ワイド・プレミアム、ワイド (全国しんくみ保証(株保証付))	100万円～1,000万円	15年以内
ゆとりローン	住宅ローン、賃貸用住宅資金をご利用の方及び同居家族の方の消費資金にご利用いただけるローンです。	300万円以内	7年以内
ハッピーライフローン	定期積金をご契約の方にご利用いただけるローンです。	30万円～100万円	1年以上 5年以内
おまとめローン (まとめちゃ王)	他の金融機関、信販、クレジット等でお借入している消費資金を一本化したいとお考えの方にご利用いただけるローンです。	300万円以内 300万円超～500万円以内	1年以上7年以内 1年以上10年以内
カードローン	いつでも、カード1枚でお気軽に利用できるローンです。極度額の範囲内で反復してご利用いただけます。	30万円～500万円	1年 自動更新
カーライフローン	マイカー購入、運転免許取得資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円	10年以内
フリーローン	お使い道自由なローンです。	10万円～1,000万円	10年以内
目的ローン	結婚資金等目的に応じてご利用いただけるローンです。	10万円～500万円	10年以内
奨学ローン	受験・入学・在学費用を必要とする方にご利用いただけるローンです。	10万円～1,000万円	15年以内

●事業者向け融資

種 類	特 色
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の資金化にご利用いただけます。 手形貸付……運転資金など短期のお借入にご利用いただけます。 証書貸付……設備資金など長期のお借入にご利用いただけます。
長期設備ローン	機械設備の購入や店舗・工場等の建設資金にご利用いただけます。
不動産関連ローン	資産活用のためのアパート・マンションの新築・増改築資金にご利用いただけます。
都・区制度融資	東京都・区が取扱う中小企業向けの制度融資です。
楽ラク・サポートローン	借入金を一本化して毎月の返済額軽減をお考えの事業者の方にご利用いただけるローンです。
創業サポートローン	起業をお考えの方を対象とした融資です。
女性・若者・シニア創業サポートローン	起業をお考えの女性・若者・シニアの方を対象とした融資です。
しんくみビジネスローン (東京都しんくみパートナーズ 部分保証型)	金融支援を適切且つ円滑に実施することを目的とした融資です。
成長基盤強化支援資金	環境、健康、研究開発、創業・雇用・事業再生等成長が見込まれる分野への進出をお考えの事業者の方を対象とした融資です。
事業性評価ローン(未来500)	地域の事業者の皆様を対象とした、「人」と「事業」を評価した「事業性評価」融資です。
サンクスサポートローン (株)アサックスの保証付)	(株)アサックスと連携した不動産担保融資です。
事業者向け融資 (株)クレディセゾンの保証付)	(株)クレディセゾンと連携した事業資金融資です。
日本政策金融公庫との協調融資	当組合と日本政策金融公庫で業務連携・協力して地域の事業者の活性化、地域経済の発展を支援する事を目的とした、事業者の方を対象とした融資です。
事業再生サポートローン	事業用の借入金で弁済に係る負担金の軽減を目的とした条件変更を行っている方で適切な再生計画を策定する等、企業再生をお考えの事業者の方にご利用いただける融資です。
事業承継サポートローン	安定的な経営権の確保により、事業の承継・集約を行う方、事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取り組みを図る方、中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者と共に事業承継計画を策定している方等がご利用いただける融資です。

●代理貸付業務

種 類	特 色
全国信用協同組合連合会	事業ローンのほか住宅ローン、大型ローン等があります。
日本政策金融公庫	一般貸付(運転資金・設備資金)他進学資金があります。
商工組合中央金庫	運転資金・設備資金があります。

営業案内

【各種サービスのご案内】

種 類	お取り扱い内容
為替サービス 給与振込	全国どこでも、安全・確実・スピーディーに振込・送金や手形小切手の取立てをいたします。 毎月の給与やボーナスが、一度の手続きで、自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
年金自動受取	一度の手続きで、大切な年金が、お受取日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。 当組合で年金をお受取りのお客様には日帰り旅行、誕生日プレゼント、ことぶき定期の取扱いなど特典がございます。 ※受取請求手続、指定替え、もらい忘れ等年金についてのご相談はどんなことでもお引受けいたします。
公共料金等 自動支払サービス	月々の公共料金(電気・ガス・水道・電話・NHK等)・各種税金・保険料等をご指定の口座から自動的にお引落しいたします。
キャッシングサービス	クレジットカード(JCB・※しんくみピーターバンカード等)によるキャッシングサービスをお取り扱いいたします。
自動貸金庫	お客様の大切な預金証書や重要書類、宝石などの貴金属を火災、盗難からお守りし、安全に保管いたします。
ATM	当組合のキャッシュカード・ローンカードは、全国のMICS加盟提携金融機関のATMでご利用いただけます。 当組合のキャッシュカードは、ゆうちょ銀行のATM、セブンイレブン、ビューカード等に設置されているATMでもご利用いただけます。(法人カードは他金融機関ではご利用できません) ご利用時間 平日 8:00~21:00 土曜、日曜、祝日 8:00~21:00
デビットカード	当組合のキャッシュカードは、デビットカードとしてご利用いただけます。
でんさいサービス	手形・小切手に代わる資金決済サービスです。 「でんさいネット」を通じて、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラで、譲渡や割引(電債割引)も行えます。
法人インターネットバンキングサービス	24時間ご利用が可能です。残高確認、入出金明細の照会、振込振替・給与振込のお手続きがご来店いただくまでに行えます。また、Pay-easy(ペイジー)マークが表示された税金等の払い込みが行えます。
しんくみPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	口座振替の申込手続きが、クレジットカード会社や保険会社等の収納機関窓口で完了する「しんくみPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を取扱っております。キャッシュカード持参のうえPay-easy(ペイジー)マークと当組合の表示のある収納機関窓口でお申し込みください。金融機関の休日でも手続きを済ませることができ、手数料は無料です。 ※利用方法 ・収納機関窓口で当組合のキャッシュカードを提示 ・口座振替契約の内容を確認し、端末機にキャッシュカードを通し暗証番号を入力 ・口座振替契約確認書を受け取り、手続き完了
Bank Pay (バンクペイ) サービス	Bank Pay (バンクペイ)とは、日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリを使ったQRコード決済サービスです。 「こら送金サービス」10万円以下の小口振込が手数料無料で利用可能です。
J-Coin Pay (ジェイコインペイ) サービス	J-Coin Pay (ジェイコインペイ)とは、みずほ銀行が提供するスマートフォンアプリを使ったQRコード決済サービスです。 「こら送金サービス」10万円以下の小口振込が手数料無料で利用可能です。
ダイレクト納付サービス	ダイレクト納付とは、e-Tax (国税電子申告・納税システム)により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続です。
Web口振受付サービス	お客様が収納企業へのお支払方法として「預金口座振替」を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスです。
Pay-Pay (ペイペイ) サービス	PayPay (ペイペイ)とは、ヤフー・ジャパンとソフトバンク株式会社が母体となって提供するオンライン決済サービスです。
しんくみアプリ with CRECO サービス	お客様向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちのお客様はどなたでも無料で普通預金の残高・入出金明細等を手軽にご確認いただけるサービスです。

※しんくみピーターバンカードとは

オリエントコーポレーションとの提携による社会貢献機能を有するクレジットカードです。ピーターバンカードの利用代金の0.5%が「信組業界の選定したチャリティ関連団体」や「ロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティ」に寄付されます。

現金自動機器設置状況

ATM(現金自動預け払い機)	
全店(店内)	13台

貸金庫設置状況

店 名	自動貸金庫
世 田 谷 支 店	156函
三 筋 町 支 店	54函
東 長 崎 支 店	108函
渋谷本町支店	154函
大 森 支 店	108函
十 条 支 店	156函
西 新 井 支 店	154函
下 板 橋 支 店	100函
舎 人 支 店	154函
合 計	1,144函

諸手数料のご案内

(令和7年4月1日現在)

振込手数料

組合員	自店宛		165
	他店宛	5万円未満	220
		5万円以上	440
		5万円未満	577
非組合員	自店宛		220
	他店宛	5万円未満	275
		5万円以上	495
		5万円未満	632
	他金融機関宛	5万円以上	825
その他	振込組戻料		880

視覚障がい者等の優遇手数料

組合員	自店宛		無料
	他店宛	5万円未満	110
		5万円以上	330
		5万円未満	357
非組合員	自店宛		無料
	他店宛	5万円未満	165
		5万円以上	385
		5万円未満	412
	他金融機関宛	5万円以上	605

ATM振込手数料

組合員	自店宛		無料
	他店宛	5万円未満	110
		5万円以上	330
		5万円未満	385
非組合員	自店宛		110
	他店宛	5万円未満	165
		5万円以上	385
		5万円未満	440
(他行カード含む)	他金融機関宛	5万円以上	660

定額自動送金手数料

組合員	自店宛		110
	他店宛	5万円未満	220
		5万円以上	440
		5万円未満	577
非組合員	自店宛		165
	他店宛	5万円未満	275
		5万円以上	495
		5万円未満	632
	他金融機関宛	5万円以上	825

代金取立・その他手数料

電子交換	当組合本支店含む	880
個別取立	電子交換所に参加しない金融機関を支払い場所とする手形・小切手等	1,210
その他	不渡手形返却手数料	990
	取立手形組戻料	990
	取立手形店頭呈示料	990

貯蓄預金

支払回数超過手数料	110
スイング手数料	無料

ネットバンキング(法人)サービス利用手数料

①振込振替／残高照会	①	月額	1,100
②総合振込／給与・賞与振込	①+②	月額	2,200

*振込振替、総合振込、給与・賞与振込には、別途振込手数料が必要となります。

ATM利用手数料

当組合カード お引出し	曜日	時間	手数料	時間	手数料
	平日	8:00~21:00	無料		
	土曜日	8:00~14:00	無料	14:00~21:00	110
	日・祝日	8:00~21:00	110		
提携金融機関カード お引出し・ご入金 (入金ネット)	平日	8:00~18:00	110	18:00~21:00	220
	土曜日	8:00~21:00	220		
	日・祝日	8:00~21:00	220		
	日・祝日	8:00~21:00	220		

*当組合カードでのご入金は全て無料です。

*入金ネットは相互入金業務協議会に加盟する第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫の参加金融機関相互間のATMにて入金ができるサービスです。

*[しくみお得ねっと]加盟信用組合のカードは下記時間内にご利用いただくと無料になります。

平日：8:45~18:00	土曜日：9:00~14:00
---------------	----------------

証書貸付手数料

全額繰上返済	平成27年12月1日から令和4年4月30日までに実行のEタイプ変動金利融資で他行借換による返済(住宅ローンを除く)	融資日より3年未満	融資残高×1.5%
	令和4年5月1日以降実行のEタイプ変動金利融資で他行借換による返済(住宅ローンを除く)	融資日より3年以上5年未満	融資残高×1.0%
		融資日より5年以上	融資残高×0.5%
		融資日より3年未満	融資残高×2.0%
返済方法等の条件変更(1件につき)	融資日より3年以上5年未満	融資残高×1.5%	融資残高×1.0%
		融資日より5年以上	融資残高×1.0%
		融資日より3年未満	11,000
	融資日より3年以上5年未満	6,600	3,300
返済方法等の条件変更(1件につき)	融資日より5年以上	5,500	5,500
現貸決済資金・一本化資金の実行(実行件数1件につき)		5,500	5,500
一部繰上返済(1件につき)		5,500	5,500

その他融資手数料

割引手形	割引手形事務手数料(手形1枚につき)	330
債務保証・代理貸付	債務保証料(保証料率と保証金額に応じて)	所定額
	各種手数料	所定額
不動産担保設定・変更等	不動産担保設定事務手数料	55,000
	都内23区内	77,000
	上記以外	11,000
不動産担保抹消	根拠当権極度額変更・追加担保設定事務手数料	5,500
証明書類	不動産担保抹消手続代行事務手数料	5,500
	資格抄本・印鑑証明書(各1通につき)	1,100

発行・再発行手数料

単位：円(消費税込み)

発行	ICキャッシュカード	1,100
	自己宛小切手	550
	残高証明書	220
	利息証明書	220
再発行	証明書(民法909条の2に基づく払戻)(仮払)	220
	通帳・証書	1,100
	出資証券	1,100
	キャッシュカード(MC・IC)	1,100
	ローンカード	1,100
	貸金庫カード	1,100

その他手数料

株式払込手数料(払込金額×0.25%+消費税)		所定額
自動貸金庫手数料(年間)	Aタイプ	11,000
	Bタイプ	13,200
	Cタイプ	16,500
国債保護預かり手数料(年間)		1,320

両替手数料

窓口 (金種指定 支払含む)	1枚~10枚	当組合取引先(注)	無料
	11枚~200枚	上記以外の先	220
	201枚~400枚		330
	401枚~600枚		440
両替機	特例年間手数料		550
	1枚~10枚		100,000
	11枚~200枚		100
	201枚~400枚		200
	401枚~600枚		300
			400

(注)窓口で当組合発行のCDまたは通帳の提示が必要です。

データ開示手数料

個人情報	氏名、住所、生年月日	左記一括	1,100
	電話番号		
個人 取引履歴	上記以外の情報	1項目につき	550
	5年以内		550
	10年以内	1口座毎	1,100
	10年超		3,300

相続時預貯金口座照会

相続時預貯金口座照会手数料	5,060
*口座管理法に基づく預貯金口座付番を実施された方の口座照会が対象となります。	

でんさい手数料

基 本 料 (月 額)			1,100
発生記録	債務者請求	当組合宛	330
		他金融機関宛	660
	債権者請求	当組合宛	330
		他金融機関宛	660
全額譲渡記録	当組合宛	330	
	他金融機関宛	660	
分割譲渡記録	当組合宛	330	
	他金融機関宛	660	
保証記録		330	
変更記録		330	
支払等記録		330	
口座間送金決済中止		550	
支払不能情報照会		3,300	
開示請求	通常開示	330	
	特例開示	3,300	
残高証明発行1件につき(都度発行方式)		4,400	
残高証明発行1件につき(定例発行方式)		2,200	

文書振込手数料

取扱は付帯物件付の場合のみ	5万円未満	440
	5万円以上	660

小切手・約束手形の発行

当座小切手帳代(1冊50枚)	880
当座約束手形帳代(1冊25枚)	1,100
当座約束手形用紙代(1枚)	44
専用当座(マル専)手形用紙代(1枚)	550

硬貨入金整理手数料(渉外係の集金も含む)

窓口での 硬貨入金	1枚~500枚	無料
	501枚~1,000枚	550
	1,001枚~1,500枚	1,100
	1,500枚以上	1,000枚ごと 550円 加算

*500枚まで無料のお取扱いは、1日1回までとさせていただきます。

*一日に数回に分けて入金した場合、全て加算した枚数で計算します。

*硬貨計数後にご入金を取り止める場合、入金額を変更される場合も、当初計数した枚数に応じた手数料をいただきます。

事業の概況

令和6年度の業績につきましては、預金残高は、相続等による流出により期首比327百万円減少し86,383百万円、貸出金残高は、地域に対する円滑な資金供給の取組みにより期首比82百万円増加し51,736百万円となりました。

一方、収益につきましては、資金の効率的な運用等により業務純益221百万円、当期純利益110百万円となりました。当組合は、地域金融機関としての責任を果たすため、これからも健全経営を維持し経営体力の強化を図ってまいります。組合員の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

地域経済を担う私たちのお客様である中小・小規模事業者を取り巻く環境は、物価上昇や賃上げによるコスト増に加え、深刻な人手不足、価格転嫁の遅れなど経営の不透明さが続いております。特に輸入業者については、急激な円安に伴う輸入コストの上昇により、持続的に経営を続けることが困難となる先も出てきております。また、私たち信用組合を取り巻く環境も、いまだ、事業者の設備投資などの資金需要が活発でなく、また、倒産や財務内容の悪化による引当金が増加するなど、コスト増による収益面での厳しい状況が続いております。

今後も、取引先事業者へのモニタリングを強化し、把握した経営課題について当該実権者と膝を突き合わせた情報交換を密にするとともに、ビジネスサポートデスク、東京都中小企業活性化協議会など、外部支援機関等を活用し経営改善支援の精度を高め、課題解決に向け実践してまいります。

これからも地域の発展のため、また、お客様の信頼にお応えできるよう、地域になくてはならない金融機関として、役職員一同全力で取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第74期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月24日
全東栄信用組合

理事長 高橋 正次

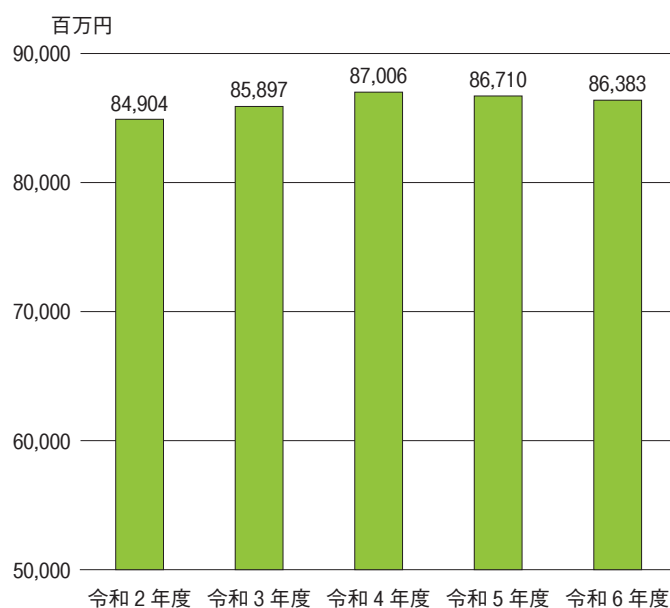
法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

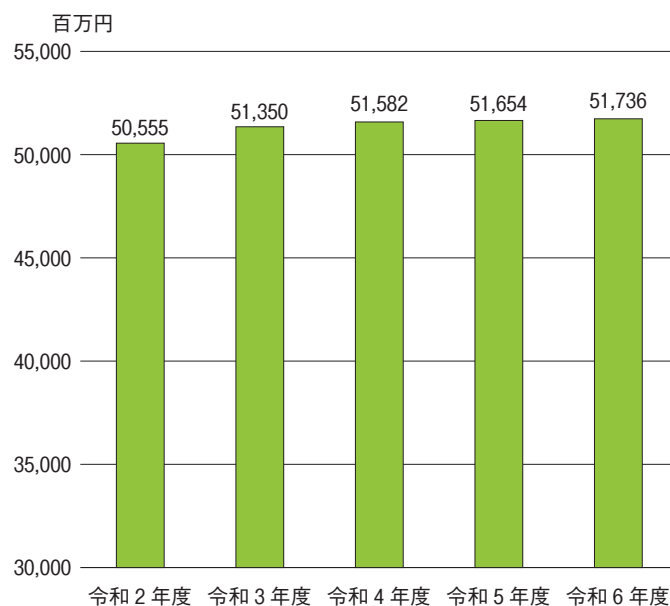
●預金積金残高

預金残高は、地域に密着した営業活動により増強に努めましたが、相続等による流出により、7年3月末残高は、前期比327百万円減少の86,383百万円となりました。



●貸出金残高

貸出金残高は、前向きな資金需要等が低迷しているものの、資金繰り支援融資等地域に対する円滑な資金供給に努め、令和7年3月末残高は前期比82百万円増加の51,736百万円となりました。

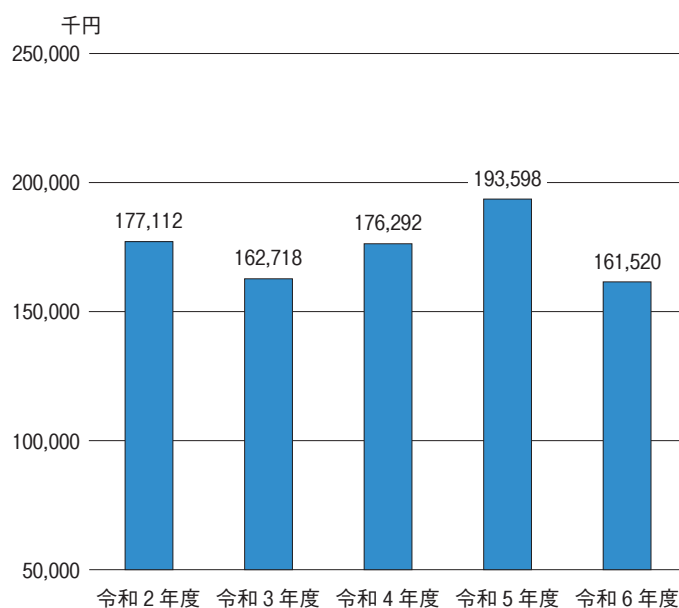


●経常利益

経常収益は、業務収益が40百万円増加しましたが臨時収益が44百万円減少したため前期比3百万円減少しました。

経常費用は業務費用が5百万円、臨時費用が22百万円増加したため前期比28百万円増加しました。

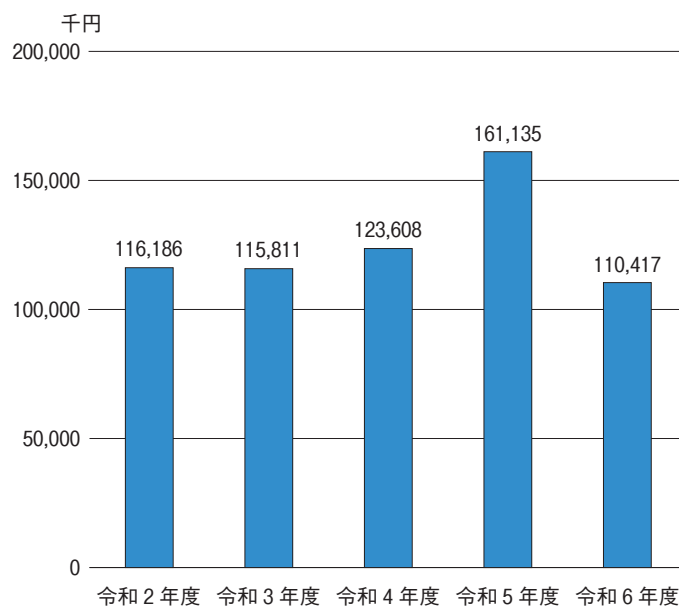
これにより経常利益は、前期比32百万円減少の161百万円となりました。



●当期純利益

経常利益が前期比32百万円減少し、法人税等合計が前期比18百万円増加しました。

これより、当期純利益は前期比50百万円減少の110百万円となりました。

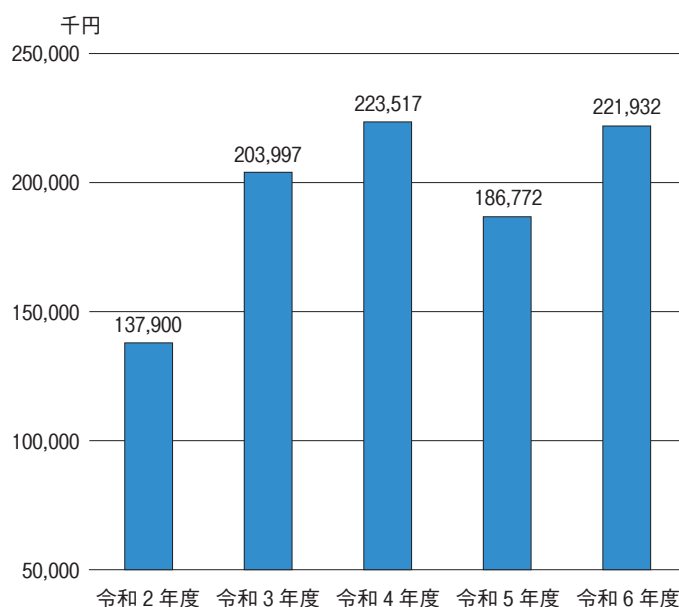


●業務純益

業務収益は、貸出金利息や預け金利息収入の増加など資金運用収益の増加により前期比40百万円の増加となりました。

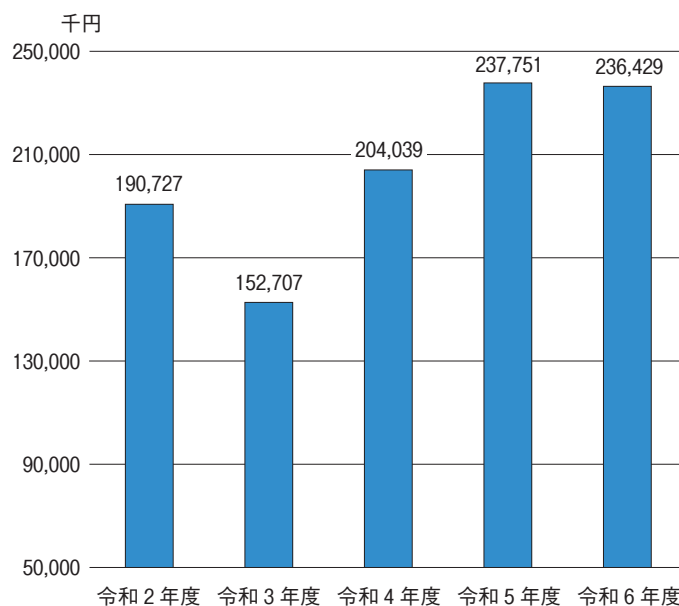
業務費用は、預金金利引上げに伴う資金調達費用の増加や、人件費等経費が増加しましたが、その他業務費用が減少したことにより前期比5百万円の増加となりました。

これにより業務純益は前期比35百万円増加の221百万円となりました。



●コア業務純益

コア業務純益は、実質業務純益が前期比46百万円増加いたしました。前期△48百万円を計上した債券5勘定取引の計上がなかったことから、前期比1百万円減少の236百万円となりました。



主要な経営指標

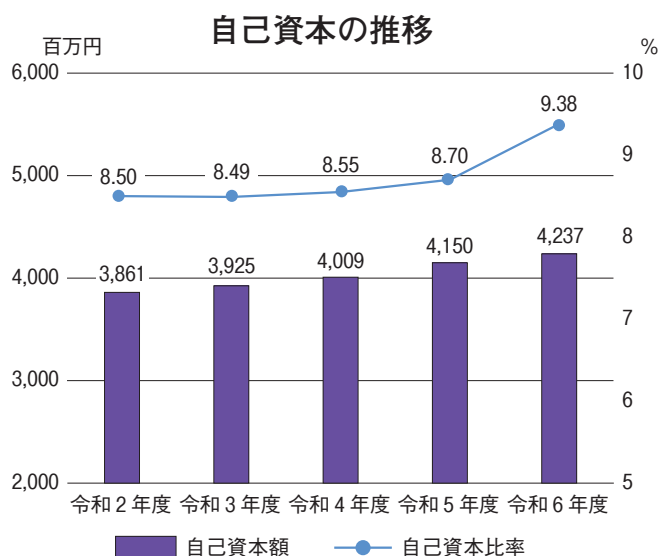
(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,616,471	1,533,909	1,530,020	1,651,245	1,647,863
経常利益	177,112	162,718	176,292	193,598	161,520
当期純利益	116,186	115,811	123,608	161,135	110,417
預金積金残高	84,904,057	85,897,337	87,006,723	86,710,806	86,383,148
貸出金残高	50,555,854	51,350,864	51,582,006	51,654,256	51,736,992
有価証券残高	10,508,849	10,783,237	10,483,552	10,034,914	10,150,759
総資産額	90,098,289	91,120,354	91,440,344	91,392,647	90,936,356
純資産額	3,954,169	3,975,836	3,900,508	4,116,239	3,925,089
自己資本比率(単体)	8.50%	8.49%	8.55%	8.70%	9.38%
出資総額	2,360,161	2,395,762	2,435,453	2,467,003	2,473,420
出資総口数	20,531,611口	20,887,621口	21,284,534口	21,600,034口	21,664,206口
出資に対する配当金	40,483	41,137	42,003	42,700	43,139
職員数	111人	109人	114人	116人	112人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。また、令和6年度から新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ最終化)を適用しています。

3. 出資総額には、平成23年3月31日に優先出資を消却したことにより振替えられたその他出資金307百万円が含まれております。

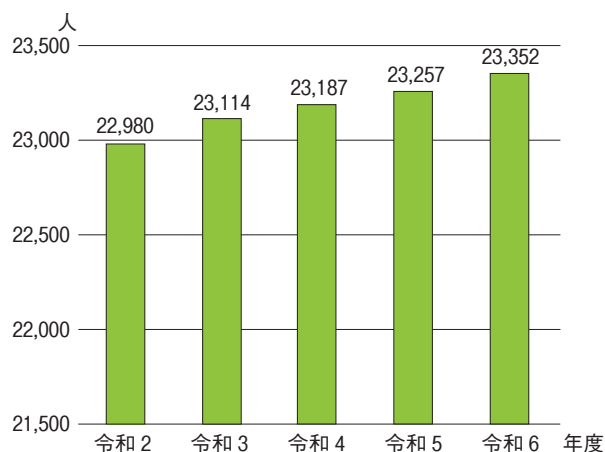


金融機関の健全性を示す自己資本比率は、リスクに応じて計算された資産（リスク・アセット）に対する自己資本の割合です。健全性の指標である自己資本比率は、4%以上を維持する必要があります。

普通出資の組合員数

(単位：人)

区 分	令和5年度	令和6年度
個 人	20,416	20,461
法 人	2,841	2,891
合 計	23,257	23,352



貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	943,110	923,517	預金積金	86,710,806	86,383,148
預け金	26,395,094	25,773,587	当座預金	553,793	507,661
有価証券	10,034,914	10,150,759	普通預金	35,016,352	34,937,129
国債	290,970	377,585	貯蓄預金	216,794	203,448
地方債	580,420	883,483	通知預金	20,642	73,916
社債	7,809,714	7,642,643	定期預金	46,368,926	46,484,056
株式	5,900	5,900	定期積金	4,309,498	3,905,848
その他の証券	1,347,909	1,241,147	その他の預金	224,799	271,089
貸出金	51,654,256	51,736,992	借入金	—	—
(うち金融機関貸付金)	(1,000,000)	(1,000,000)	その他負債	229,830	266,490
割引手形	256,273	249,933	未決済為替借	32,810	13,911
手形貸付	1,344,423	1,002,630	未払費用	49,926	60,195
証書貸付	49,700,405	50,192,883	給付補てん備金	2,569	2,322
当座貸越	353,153	291,546	未払法人税等	30,000	56,000
その他資産	739,772	686,352	前受収益	30,106	33,477
未決済為替貸	44,139	6,192	払戻未済金	5,313	8,755
全信組連出資金	352,600	352,600	職員預り金	39,659	37,138
未収収益	113,467	111,682	資産除去債務	14,473	14,473
その他の資産	229,564	215,877	その他の負債	24,972	40,216
有形固定資産	1,728,787	1,791,772	賞与引当金	59,833	61,700
建物	172,837	184,197	役員退職慰労引当金	79,586	76,306
土地	1,488,676	1,488,676	睡眠預金払戻損失引当金	300	130
その他の有形固定資産	67,272	118,898	偶発損失引当金	24,514	47,483
無形固定資産	11,830	9,936	再評価に係る繰延税金負債	170,609	175,261
ソフトウェア	5,559	3,665	債務保証	926	741
その他の無形固定資産	6,270	6,270	負債の部合計	87,276,407	87,011,267
前払年金費用	23,964	27,165	(純資産の部)		
繰延税金資産	31,321	41,222	出資金	2,467,003	2,473,420
債務保証見返	926	741	普通出資金	2,160,003	2,166,420
貸倒引当金(△)	171,329	205,693	その他出資金	307,000	307,000
(うち個別貸倒引当金(△))	(139,286)	(159,153)	利益剰余金	1,719,959	1,787,676
			利益準備金	305,100	321,300
			その他利益剰余金	1,414,859	1,466,376
			特別積立金	550,000	550,000
			(うち目的積立金)	(550,000)	(550,000)
			当期末処分剰余金	864,859	916,376
			組合員勘定計	4,186,962	4,261,097
			その他有価証券評価差額金	△ 254,699	△ 515,331
			土地再評価差額金	183,976	179,323
			評価・換算差額等合計	△ 70,723	△ 336,007
			純資産の部合計	4,116,239	3,925,089
資 産 の 部 合 計	91,392,647	90,936,356	負債及び純資産の部合計	91,392,647	90,936,356

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年 3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 1,134,091千円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,488,676千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 66,626千円
4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 15年～50年
- その他 3年～20年
5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当ております。要注意先債権に相当する債権のうち、要管理先債権に分類され与信額が一定額以上である等の債権及び破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度における計算の結果、退職給付引当金が借方残高となるため、前払年金費用として資産に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。
- 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
- | | |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額 | 249,416,168千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 211,033,412千円 |
| 差引額 | 38,382,756千円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和5年4月1日至今令和6年3月31日) 0.809%
- (3) 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895,914千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金10,516千円を費用処理しております。
- なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
13. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。
14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,409,973千円
15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は660,411千円、危険債権額は1,380,502千円であります。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
16. 債権のうち、三月以上延滞債権額は42,457千円であります。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
17. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は37,492千円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は2,120,863千円であります。
- なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. リース契約により使用する固定資産はありません。
20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、249,933千円あります。
21. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|------------|-----|-------------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 2,011,520千円 |
|------------|-----|-------------|
- 上記資産は、公金取扱い、為替取引のために担保として提供しております。
22. 出資1口当たりの純資産額 181円17銭
23. その他出資金307,000千円は、平成23年3月31日に協同組織金融

機関の優先出資に関する法律第15条の1項の規定に基づき優先出資を消却したことにより優先出資金からその他出資金に振替えたものであります。

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、上場投資信託であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による債権管理会議や常勤理事会を開催し、審査・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、94,231千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2参照)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	25,773,587	25,549,889	△ 223,698
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	98,575	95,060	△ 3,515
その他有価証券	10,046,284	10,046,284	—
(3) 貸出金(*1)	51,736,992	52,452,786	
貸倒引当金(*2)	△ 205,693		
	51,531,299	52,452,786	921,487
金融資産計	87,449,746	88,144,020	694,273
(1) 預金積金(*1)	86,383,148	86,137,101	△ 246,047
金融負債計	86,383,148	86,137,101	△ 246,047

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。上場投資信託は取引所の価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)の時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	5,900
組合出資金(*2)	352,600

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	98,575	95,060	△ 3,515
	国債	98,575	95,060	△ 3,515
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
小計		98,575	95,060	△ 3,515
合計		98,575	95,060	△ 3,515

(3) その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	312,742	294,732	18,009
小計		312,742	294,732	18,009
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	8,805,137	9,236,427	△ 431,290
	国債	279,010	299,198	△ 20,188
	地方債	883,483	925,789	△ 42,306
	社債	7,642,643	8,011,438	△ 368,794
	その他	928,404	1,030,455	△ 102,051
小計		9,733,541	10,266,882	△ 533,341
合計		10,046,284	10,561,615	△ 515,331

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
522,117千円	22,426千円	—千円

29. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	598,643千円	4,704,283千円	3,162,400千円	339,810千円
国債	—	—	279,010	—
地方債	—	519,703	278,980	84,800
社債	598,643	4,184,580	2,604,410	255,010
その他	200,190	296,810	90,800	—
合計	798,833	5,001,093	3,253,200	339,810

30. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,131,531千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが50,339千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	10,559千円
賞与引当金繰入超過額	17,195
減価償却超過額	20,253
役員退職慰労引当金	21,846
有価証券評価差額金	147,539
その他	34,243
繰延税金資産小計	251,638
評価性引当額	△202,638
繰延税金資産合計	49,000

繰延税金負債

前払年金費用	7,777
繰延税金負債合計	7,777
繰延税金資産の純額	41,222千円

32. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 205百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は上記(注)6に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,651,245	1,647,863
資金運用収益	1,505,017	1,549,587
貸出金利息	1,386,840	1,406,008
(うち金融機関貸付金利息)	(10,169)	(7,680)
預け金利息	40,939	64,584
有価証券利息配当金	64,470	66,478
その他の受入利息	12,767	12,516
(うち買入金銭債権利息)	(251)	—
役務取引等収益	72,440	66,256
受入為替手数料	22,049	21,901
その他の役務収益	50,391	44,355
その他業務収益	4,055	6,601
国債等債券売却益	30	—
その他の業務収益	4,025	6,601
その他経常収益	69,731	25,418
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	17,909	2,983
株式等売却益	51,821	22,426
その他の経常収益	0	8
経常費用	1,457,647	1,486,343
資金調達費用	28,122	46,665
預金利息	26,369	44,982
給付補填備金繰入額	1,548	1,493
借入金利息	—	—
その他の支払利息	205	189
役務取引等費用	65,545	71,711
支払為替手数料	5,540	5,637
その他の役務費用	60,004	66,073
その他業務費用	49,786	348
国債等債券売却損	48,244	—
その他の業務費用	1,542	348
経費	1,248,521	1,267,291
人件費	827,459	837,616
物件費	366,824	374,010
税金	54,237	55,664
その他経常費用	65,670	100,326
貸倒引当金繰入額	19,572	51,446
貸出金償却	—	—
その他の経常費用	46,098	48,880
経常利益	193,598	161,520
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	67	70
固定資産処分損	67	70
減損損失	—	—
税引前当期純利益	193,531	161,450
法人税・住民税及び事業税	35,145	60,934
法人税等調整額	△ 2,748	△ 9,901
法人税等合計	32,396	51,032
当期純利益	161,135	110,417
繰越金(当期首残高)	703,723	805,959
当期末処分剰余金	864,859	916,376

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 5円10銭

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,144,262	4,217,957
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,467,003	2,473,420
うち、利益剰余金の額	1,719,959	1,787,676
うち、外部流出予定額(△)	42,700	43,139
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	32,043	46,539
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	32,043	46,539
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,176,305	4,264,497
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8,533	7,167
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8,533	7,167
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	17,285	19,594
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25,818	26,761
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	4,150,486	4,237,736
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	44,960,927	42,819,379
資産(オン・バランス)項目	44,960,231	42,818,823
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オフ・バランス取引等項目	695	556
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,713,540	2,338,942
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	47,674,467	45,158,322
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.70%	9.38%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

(単位：千円)

発行主体	全東栄信用組合	全東栄信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	その他出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,166,420	307,000

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
当期末処分剰余金	864,859	916,376
剰余金処分額	58,900	54,239
利益準備金	16,200	11,100
出資に対する配当金	42,700	43,139
普通出資配当金	42,700	43,139
経営強化積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	805,959	862,137

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
資金運用収益	1,505,017	1,549,587
資金調達費用	28,122	46,665
資金運用収支	1,476,895	1,502,922
役務取引等収益	72,440	66,256
役務取引等費用	65,545	71,711
役務取引等収支	6,894	△ 5,454
その他業務収益	4,055	6,601
その他業務費用	49,786	348
その他の業務収支	△ 45,731	6,253
業務粗利益	1,438,058	1,503,720
業務粗利益率(%)	1.61	1.69
業務純益	186,772	221,932
実質業務純益	189,537	236,429
コア業務純益	237,751	236,429
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	237,751	236,429

- (注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
預 貸 率		
(期 末)	59.57	59.89
(期 中 平 均)	58.49	59.01
預 証 率		
(期 末)	11.57	11.75
(期 中 平 均)	12.56	12.42

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
受取利息の増減	52,098	44,569
支払利息の増減	△ 91	18,542

総資産利益率

(単位：％)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
総資産経常利益率	0.210	0.176
総資産当期純利益率	0.175	0.120

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費	827,459	837,616
報酬給料手当	669,001	673,970
退職給付費用	45,007	39,119
その他	113,450	124,525
物件費	366,824	374,010
事務費	151,681	158,371
固定資産費	122,518	120,056
事業費	27,923	30,467
人事厚生費	14,131	13,219
有形固定資産償却	35,266	36,705
無形固定資産償却	2,675	2,454
その他	12,627	12,735
税 金	54,237	55,664
経 費 合 計	1,248,521	1,267,291

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
役務取引等収益	72,440	66,256
受入為替手数料	22,049	21,901
その他の受入手数料	50,322	44,294
その他の役務取引等収益	68	60
役務取引等費用	65,545	71,711
支払為替手数料	5,540	5,637
その他の支払手数料	39,696	47,150
その他の役務取引等費用	20,307	18,922

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
国債等債券売却益	30	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	4,025	6,601
その他業務収益合計	4,055	6,601

貸出金業種別残高・構成比

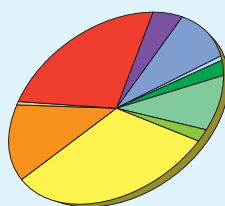
(単位：百万円、%)

業 種 別	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	2,907	5.62	2,570	4.96
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,724	11.08	5,536	10.70
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	440	0.85	459	0.88
運輸業、郵便業	1,520	2.94	1,381	2.67
卸売業、小売業	4,746	9.18	4,792	9.26
金融業、保険業	1,000	1.93	1,000	1.93
不動産業	15,362	29.74	16,052	31.02
物品賃貸業	17	0.03	13	0.02
学術研究、専門・技術サービス業	372	0.72	389	0.75
宿泊業	181	0.35	386	0.74
飲食業	1,856	3.59	1,873	3.62
生活関連サービス業、娯楽業	294	0.57	254	0.49
教育、学習支援業	292	0.56	260	0.50
医療、福祉	371	0.71	336	0.65
その他のサービス	3,707	7.17	3,759	7.26
その他の産業	312	0.60	313	0.60
小 計	39,110	75.71	39,379	76.11
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,544	24.28	12,357	23.88
合 計	51,654	100.00	51,736	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

地元の資金を、地元にご融資するのが私どものモットーです。

■業種別貸出残高状況



製造業	2,570 百万円	4.96 %
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	5,536	10.70
電気・ガス・熱供給、水道業	—	—
情報通信業	459	0.88
運輸業、郵便業	1,381	2.67
卸売業、小売業	4,792	9.26
金融業、保険業	1,000	1.93
不動産業	16,052	31.02
サービス業	7,272	14.05
その他の産業	313	0.60
個人	12,357	23.88
合 計	51,736 百万円	100.00 %

*サービス業は、「貸出金業種別残高・構成比」における「物品賃貸業からその他のサービス」の合計となっております。

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	192	0.37	249	0.48
手形貸付	1,073	2.10	1,027	2.01
証書貸付	49,424	96.94	49,458	96.92
当座貸越	291	0.57	290	0.56
合 計	50,981	100.00	51,025	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,154	19.11	1,272	21.52
住宅ローン	4,882	80.88	4,639	78.47
合 計	6,037	100.00	5,912	100.00

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	23,292	45.09	23,282	45.00
設備資金	28,362	54.90	28,454	54.99
合 計	51,654	100.00	51,736	100.00

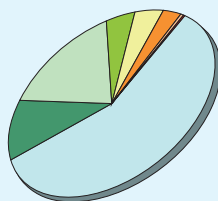
貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	20,871	40.40	20,719	40.04
変動金利貸出	30,782	59.59	31,017	59.95
合 計	51,654	100.00	51,736	100.00

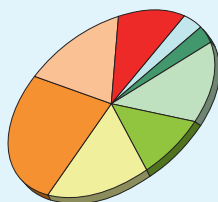
貸出金のほとんどが小口融資です。
幅広くお客様のご要望にお応えすることが当組合の使命と考えております。

■金額階層別貸出先数



500万円未満	1,528先	59.11%
500万円以上1千万円未満	281	10.87
1千万円以上3千万円未満	424	16.40
3千万円以上5千万円未満	121	4.68
5千万円以上1億円未満	121	4.68
1億円以上3億円未満	82	3.17
3億円以上5億円未満	19	0.73
5億円以上	9	0.34
合 計	2,585先	100.00%

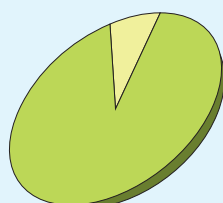
■金額階層別貸出金残高



500万円未満	2,044 百万円	3.95%
500万円以上1千万円未満	2,008	3.88
1千万円以上3千万円未満	7,497	14.49
3千万円以上5千万円未満	4,849	9.37
5千万円以上1億円未満	8,462	16.35
1億円以上3億円未満	13,452	26.00
3億円以上5億円未満	7,474	14.44
5億円以上	5,946	11.49
合 計	51,736 百万円	100.00%

地元のお客様の資金ニーズにお応えしております。

■地区別貸出金残高構成



重点・店勢地区	92.27%
遠隔地区	7.72%

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和5年度	1,262	2.44	—
	令和6年度	1,243	2.40	—
有価証券	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
動産	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
不動産	令和5年度	33,995	65.81	—
	令和6年度	34,142	65.99	—
その他	令和5年度	221	0.42	—
	令和6年度	211	0.40	—
小 計	令和5年度	35,479	68.68	—
	令和6年度	35,598	68.80	—
信用保証協会・信用保険	令和5年度	11,848	22.93	—
	令和6年度	11,015	21.29	—
保証	令和5年度	2,214	4.28	0
	令和6年度	2,576	4.98	0
信用	令和5年度	2,111	4.08	—
	令和6年度	2,546	4.92	—
合 計	令和5年度	51,654	100.00	0
	令和6年度	51,736	100.00	0

(注)三菱UFJニコス及び全国しんくみ保証㈱の保証付貸出については、「保証」欄に計上しております。

代理貸付残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	—	—
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫	4	3
中小企業金融公庫	—	—
国民生活金融公庫	4	3
住宅金融支援機構(既往)	0	—
住宅金融支援機構(年金)	—	—
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他	—	—
合 計	5	3

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	35,917	41.21	36,190	41.85
定期預金	51,238	58.78	50,278	58.14
合 計	87,156	100.00	86,468	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個人	71,458	82.41	71,720	83.02
法人	15,252	17.58	14,663	16.97
一般法人	15,127	17.44	14,342	16.60
金融機関	7	0.00	8	0.00
公 金	117	0.13	312	0.36
合 計	86,710	100.00	86,383	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
固定金利定期預金	46,175	99.58	46,306	99.61
変動金利定期預金	1	0.00	1	0.00
その他の定期預金	191	0.41	176	0.37
合 計	46,368	100.00	46,484	100.00

- (注) 1. 「固定金利定期預金」とは預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 2. 「変動金利定期預金」とは預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
 3. 「その他の定期預金」は期日指定定期預金です。

財形貯蓄残高

該当事項なし

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

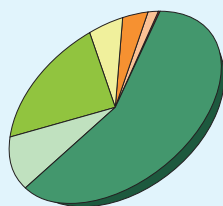
区 分	令和5年度	令和6年度
一店舗当り預金残高	8,671	8,638
一店舗当り貸出金残高	5,165	5,173

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

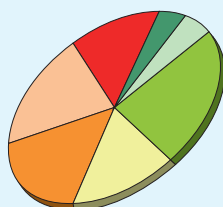
区 分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの預金残高	747	771
職員1人当りの貸出金残高	445	461

■金額階層別預金口数



50万円未満	42,723口	59.22%
50万円以上1百万円未満	7,897	10.94
1百万円以上3百万円未満	13,770	19.08
3百万円以上5百万円未満	3,726	5.16
5百万円以上1千万円未満	2,711	3.75
1千万円以上3千万円未満	1,153	1.59
3千万円以上	156	0.21
合 計	72,136口	100.00%

■金額階層別預金残高



50万円未満	4,225百万円	4.89%
50万円以上1百万円未満	5,093	5.89
1百万円以上3百万円未満	20,306	23.50
3百万円以上5百万円未満	13,169	15.24
5百万円以上1千万円未満	16,918	19.58
1千万円以上3千万円未満	15,341	17.75
3千万円以上	11,326	13.11
合 計	86,383百万円	100.00%

有価証券時価、評価差額等

- 売買目的有価証券
該当事項なし

- 満期保有目的債券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	98	95	△ 3
	国 債	—	—	—	98	95	△ 3
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	98	95	△ 3
合 計		—	—	—	98	95	△ 3

- その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	536	489	47	312	294	18
	小 計	536	489	47	312	294	18
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	8,681	8,913	△ 232	8,805	9,236	△ 431
	国 債	290	299	△ 8	279	299	△ 20
	地方債	580	599	△ 19	883	925	△ 42
	社 債	7,809	8,014	△ 204	7,642	8,011	△ 368
	その他	811	880	△ 69	928	1,030	△ 102
	小 計	9,492	9,794	△ 301	9,733	10,266	△ 533
合 計		10,029	10,283	△ 254	10,046	10,561	△ 515

- (注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

- 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	5	5
組 合 出 資 金	352	352

- (注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

項 目		取得価格または 契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	令和5年度	10,289	10,034	△ 254
	令和6年度	10,666	10,150	△ 515
金 銭 の 信 託	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
デ リ バ テ ィ ブ 等 商 品	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
国債	271	2.47	383	3.57
地方債	599	5.47	622	5.79
社債	8,285	75.62	8,015	74.60
株式	5	0.05	5	0.05
その他の証券	1,793	16.36	1,715	15.96
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	10,955	100.00	10,743	100.00

商品有価証券の種類別平均残高

該当事項なし

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国 債	令和5年度	—	—	—	—	290	—	—	290
	令和6年度	—	—	—	186	191	—	—	377
地 方 債	令和5年度	—	—	198	97	192	91	—	580
	令和6年度	—	325	194	278	—	84	—	883
社 債	令和5年度	99	2,488	1,181	1,941	1,732	365	—	7,809
	令和6年度	598	2,171	2,013	2,425	178	255	—	7,642
株 式	令和5年度	—	—	—	—	—	—	5	5
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	5	5
外 国 証 券	令和5年度	99	301	199	—	93	—	—	693
	令和6年度	200	296	—	—	90	—	—	587
その他の証券	令和5年度	—	—	—	—	—	—	654	654
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	653	653
合 計	令和5年度	199	2,789	1,579	2,039	2,309	457	660	10,034
	令和6年度	798	2,793	2,207	2,890	461	339	659	10,150

不良債権の状況

●不良債権比率および不良債権額

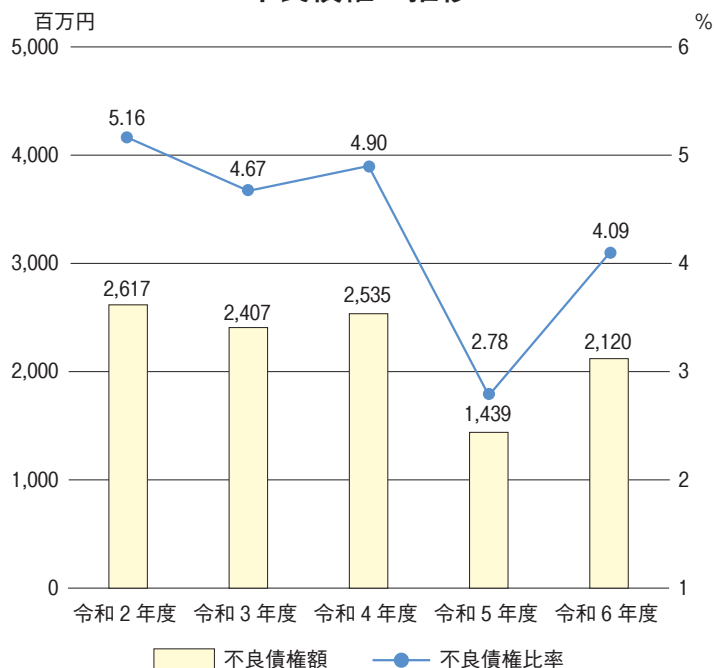
不良債権額は、前年より681百万円増加の2,120百万円、不良債権比率は、前年より1.31ポイント増加の4.09%となりました。

不良債権の内訳については、要管理債権3.77%、危険債権65.09%、破産更生債権及びこれらに準ずる債権31.14%となっております。

また、各債権の保全状況は、要管理債権は96.24%、危険債権は99.05%、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は100.00%の保全が図られております。

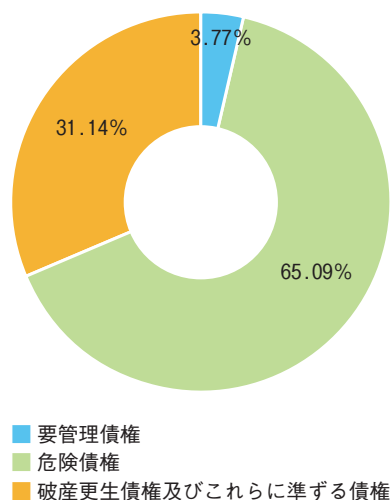
引き続き、不良債権の減少に努めてまいります。

不良債権の推移

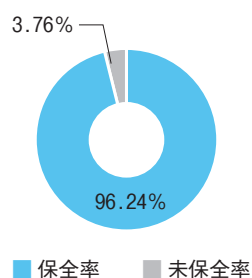


●不良債権の保全状況

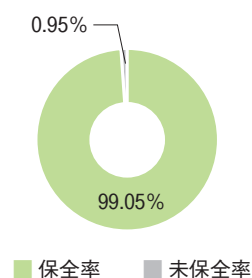
不良債権構成比



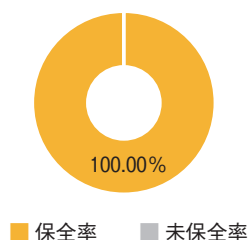
要管理債権保全率



危険債権保全率



破産更生債権及びこれらに準ずる債権保全率



リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破 綻 先 債 権	令和5年度	17	—	17	100.00
	令和6年度	—	—	—	—
延 滞 債 権	令和5年度	1,339	1,210	121	99.42
	令和6年度	2,040	1,868	159	99.36
3か月以上延滞債権	令和5年度	42	36	0	86.21
	令和6年度	42	38	0	91.48
貸出条件緩和債権	令和5年度	39	39	0	100.00
	令和6年度	37	37	0	100.00
合 計	令和5年度	1,439	1,286	139	99.08
	令和6年度	2,120	1,945	159	99.21

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)／(A)	貸倒引当金引当率 (C)／(A－B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和５年度	361	276	84	361	100.00	100.00
	令和６年度	660	562	98	660	100.00	100.00
危 険 債 権	令和５年度	996	934	54	988	99.23	87.65
	令和６年度	1,380	1,306	60	1,367	99.05	82.37
要 管 理 債 権	令和５年度	81	76	0	76	93.83	1.34
	令和６年度	79	76	0	76	96.24	2.18
不 良 債 権 計	令和５年度	1,439	1,287	139	1,426	99.11	91.64
	令和６年度	2,120	1,945	159	2,104	99.24	90.86
正 常 債 権	令和５年度	50,283					
	令和６年度	49,662					
合 計	令和５年度	51,722					
	令和６年度	51,783					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	32	2	46	14
個別貸倒引当金	139	16	159	36
貸 倒 引 当 金 合 計	171	19	205	51

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	127	17

(注)貸出金償却額は、償却額と売却額の合計値となっております。

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	5 年度	89,188 百万円	1,505,017 千円	1.68 %
	6 年度	88,543	1,549,587	1.75
	5 年度	50,981	1,386,840	2.72
	6 年度	51,025	1,406,008	2.75
	5 年度	26,482	40,939	0.15
	6 年度	26,422	64,584	0.24
資 金 調 達 勘 定	5 年度	10,955	64,470	0.58
	6 年度	10,743	66,478	0.61
	5 年度	87,197	28,122	0.03
	6 年度	86,485	46,665	0.05
	5 年度	87,156	27,917	0.03
	6 年度	86,447	46,476	0.05
う ち 預 金 積 金	5 年度	—	—	—
	6 年度	—	—	—
う ち 譲 渡 性 預 金	5 年度	—	—	—
	6 年度	—	—	—
う ち 借 用 金	5 年度	—	—	—
	6 年度	—	—	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度99,494千円、6年度96,173千円)を控除して表示しております。

総資金利鞘等

(単位：%)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
資金運用利回り (a)	1.68	1.75
資金調達原価率 (b)	1.46	1.51
総資金利鞘 (a - b)	0.22	0.24

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和 5 年度末		令和 6 年度末	
		件数	金額	件数	金額
送 金 ・ 振 込	他 の 金 融 機 関 向 け	33,670	29,910	34,887	33,419
	他 の 金 融 機 関 か ら	87,315	39,136	90,569	44,422
代 金 取 立	他 の 金 融 機 関 向 け	—	—	—	—
	他 の 金 融 機 関 か ら	—	—	—	—

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

先物取引の時価情報

該当事項なし

オプション取引の時価情報

該当事項なし

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

中小企業の経営改善への取組み状況

●経営改善支援等の取組み実績

経営改善支援に対する取組み実績については、以下の通りとなっております。

		期初債務者数A					経営改善支援取組み率 α / A	ランクアップ率 β / α	再生計画策定率 δ / α
			うち経営改善支援取組み先 α						
			α のうち期末に債務者区分が上昇した先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ				
正常先		884	1	—	1	—	0.11	—	—
要注意先	その他要注意先	443	105	4	101	—	23.70	3.80	—
	要管理先	2	1	—	1	—	50.00	—	—
破綻懸念先		38	—	—	—	—	—	—	—
実質破綻先		25	—	—	—	—	—	—	—
破綻先		1	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1,393	107	4	103	—	7.68	3.73	—

- (注) 1. 期初債務者数は令和6年4月当初の債務者数です。
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 3. 「 α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β 」は、当期末の債務者区分が期初より上昇した先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
 4. 期初の債務者区分が「要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」に上昇した場合は β に含まれます。
 5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ 」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ 」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
 8. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっても)期初の債務者区分に従って整理しております。
 9. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。

①中小企業の経営支援に関する取組み方針

○金融円滑化法期限到来後の取組み

中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客様からの貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様の事情を十分に把握したうえで真摯に対応しております。その取組みとして、経営改善計画書の策定に当たっては正確な経営実態の把握に努め、経営課題を解決するための実効性のある方策を提案する等、積極的な支援・協力を実施しております。

○本業支援の取組み

事業者の皆様をサポートする取組を充実させるため、本部業務部内に顧客サポート室を設置し、お客様の抱える課題を解決すると共に、企業価値の向上に繋げる取組を行っております。

②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

○金融円滑化法期限到来後の態勢

主管部を融資部としてお客様の経営改善に対する助言等を行うとともに、中小企業診断士による経営改善計画書の策定・実行支援を行っております。

○本業支援の取組み

主管部を業務部として担当者を1名配置し取組んでおります。

③中小企業の経営支援に関する取組み状況

○創業支援

起業をお考えの方の支援資金として、当組合資金「創業サポートローン」及び保証協会付融資「創業資金」、東京都信用組合協会との連携による「女性・若者・シニア創業サポートローン」を推進しております。

○成長段階における支援

- ・売上向上支援の一環としてビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。
- ・事業者の皆様には、「人」と「事業」の評価を重視した「事業性評価ローン」及び「未来500」の取組を推進しております。
- ・日本政策金融公庫と連携した協調融資を推進しております。

○経営改善・事業再生・業種転換等の支援

資金繰りにお悩みのお客様へのご融資相談に積極的に取り組んでおります。
 尚、令和6年度は、各営業店による経営改善計画書策定先107先(うち中小企業診断士による経営改善支援先5先)に対し、経営改善活動を実施し、4先のランクアップが図られました。

経営者保証に関するガイドラインに対する取組み状況

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(平成25年12月5日公表)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を十分に尊重し、お客様からお借り入れや保証債務の相談を受けた際、真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同「ガイドライン」の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性があるのかなどを具体的に説明し、経営者改善支援を行っています。

○「経営者保証に関するガイドライン」活用に係る取り組み事例

特筆すべき事例はありません。

○取り組み内容

無担保・無保証による新規融資及び経営者保証に頼らない新規融資割合を高めるよう取組んでいます。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	173	175
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	12.13%	13.56%
保証契約を解除した件数	17	18
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	3	3

リスク管理体制 一定性的事項一

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	貸出金の回収リスクや有価証券の資産価値の減少など、信用供与先の財務状況、業況の悪化等により資産の価値が減少ないし毀損し、当組合が損失を被るリスク。
管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資に関する基本的経営方針(クレジットポリシー)」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を定めて信用リスクを的確に把握する管理態勢を構築しております。
評価・計測	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進、大口集中の排除と与信ポートフォリオ管理(特定業種又は特定グループの偏重排除及び資金の有効分散運用)の強化に努め「自己査定基準書」に基づき厳格な自己査定を実施しております。個別案件の審査・与信にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制となっております。さらに経営陣による理事会及び常勤理事会や各種会議を定期的に開催し、信用リスク管理、運営における重要事項を決定しております。
☐ 貸倒引当金の計算基準 当組合の「自己査定基準書」及び「償却・引当計上基準書」に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合いに応じて分類した資産等に対し、債務者区分ごとに貸倒実績率を算出し貸倒引当金を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権については、回収可能見込額を控除した残額を引当てております。	
☐ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 R&I(格付投資情報センター) JCR(日本格付研究所) S&P(スタンダード・アンド・プアーズ) Moody's(ムーディーズ)	
☐ エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 該当事項なし	
☐ 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要 信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取扱いに際し、資金使途・返済原資・財務内容のほか経営者の資質などの定性要因も加味し、特にキャッシュフローを重視して、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しない融資を基本的な方針としております。ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。 当組合が扱う担保については、「融資規程」や各種取扱規程により適正な評価を行っております。 また、お客様が期限の利益を喪われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、大口集中排除、特定業種、特定グループへの偏重排除等の与信ポートフォリオ管理の強化に努めております。	
☐ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続きの概要 該当事項なし	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、情報資産リスク及び風評リスクを含む幅広いリスクであり、内部プロセス・人・システム障害または外的要因により当組合が悪影響を被るリスク。
管理体制	事務リスク、システムリスク、情報資産リスク及び風評リスクの各リスク管理方針を踏まえ、組織体制や管理方法について各管理規程に基づき、リスクを認識しリスクの顕在化の未然防止、発生時の影響度の極小化に努めております。 また、苦情対応マニュアルに基づき、苦情に対する分析により適切な処置を行うとともに、必要に応じて経営陣へ報告する体制を整備しております。
評価・計測	新BIS規制の基礎的手法を採用して評価・計測しております。
☐ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法は、1年間の粗利益(過去3年間の平均)に0.15を乗じた額をオペレーショナル・リスク相当額とする方法。 粗利益の算出方法は以下のとおりです。 $\text{粗利益} = \text{業務粗利益} - (\text{国債等債券売却損} + \text{国債等債券償還益}) + (\text{国債等債券売却損} + \text{国債等債券償還損} + \text{国債等債券償却} + \text{役務取引等費用})$	

●金利リスクに関する事項

リスクの管理方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会に報告・協議検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額であるΔEVE、ΔNIIを計測しております。なお、当組合は、毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。

金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE、ΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいい、ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定期間は4.5年です。
・流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
・IRRBB算出にあたり、計測対象を1通貨(JPY)としております。また、スプレッドは考慮しておりません。
・内部モデルは使用しておりません。

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク									
順番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE		Δ NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	732	869			371		357	
2	下方パラレルシフト	0	0			0		0	
3	スティープ化	317	469						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	732	869			371		357	
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	4,237				4,150			

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定方法の概要」に記載しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

リスクの説明	価格変動により資産の価値が減少ないし毀損し、当組合が損失を被るリスク。
管理体制	全国信用協同組合連合会の出資金、非上場株式及び上場投資信託が該当いたします。 上場投資信託については、有価証券として、「資金運用基準」に基づき管理しております。
評価・計測	上場投資信託にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握しております。 また、上場投資信託への投資は、「資金運用基準」に定める取得限度額の枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けております。

リスク管理体制 一定量的事項一

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位: 百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞エク スポー ジャー							
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引										
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度					
国	内	90,824	91,049	51,722	52,296	8,689	8,912	—	—	118	1,277							
国	外	694	589	—	—	694	589	—	—	—	—							
地	域	別	計	91,518	91,639	51,722	52,296	9,384	9,502	—	—	118	1,277					
製	造	業		5,070	4,696	3,009	2,668	2,060	2,028	—	—	2	229					
農	業、	林	業	—	0	—	0	—	—	—	—	—	—					
漁	業			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
鉱	業、	採石業、	砂利採取業	95	92	—	—	95	92	—	—	—	—					
建	設	業		6,140	5,917	5,944	5,725	195	192	—	—	51	249					
電	気・	熱供給・	水道業	192	185	0	0	192	185	—	—	—	—					
情	報	通	信	業	1,026	1,036	440	460	584	575	—	—	2	12				
運	輸	業		2,504	2,436	1,626	1,482	877	954	—	—	—	20					
卸	売	業、	小	売	業	5,494	5,533	4,903	4,952	590	580	—	—	107				
金	融	業、	保	險	業	30,054	29,323	1,003	1,001	2,263	2,134	—	—	—				
不	動	産	業	16,278	16,902	15,692	16,429	585	472	—	—	—	—	440				
物	品	賃	借	業	17	13	17	13	—	—	—	—	—	—				
学	術研究、	専門・	技術サービス業	400	419	400	419	—	—	—	—	—	—	—				
宿	泊	業		181	386	181	386	—	—	—	—	—	—	—				
飲	食	業		2,110	2,097	2,110	2,097	—	—	—	—	17	23	—				
生	活関連	サービス業、	娯楽業	294	255	294	255	—	—	—	—	—	—	—				
教	育、	学	習	支	援	業	292	260	292	260	—	—	—	—	—			
医	療、	福	祉	372	336	372	336	—	—	—	—	—	—	—				
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	4,145	4,189	4,049	4,095	95	93	—	—	1	7	
そ	の	他	の	産	業	313	314	313	314	—	—	—	—	—	—	—	—	
国	・	地	方	公	共	団	体	等	1,843	2,193	—	—	1,841	2,191	—	—	—	—
個	人			11,067	11,397	11,067	11,397	—	—	—	—	—	—	—	—	43	186	
そ	の	他		3,621	3,651	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
業	種	別	合	計	91,518	91,639	51,722	52,296	9,384	9,502	—	—	—	—	—	118	1,277	
1	年	以	下	47,694	48,148	39,655	40,456	200	800	—	—	—	—	—	—	—	—	
1	年	超	3	年	以	下	14,302	16,646	5,001	5,334	2,792	2,795	—	—	—	—	—	
3	年	超	5	年	以	下	13,095	12,808	3,501	3,577	1,581	2,210	—	—	—	—	—	
5	年	超	7	年	以	下	4,213	4,608	2,172	1,715	2,040	2,893	—	—	—	—	—	
7	年	超	10	年	以	下	3,227	1,194	915	732	2,312	462	—	—	—	—	—	
10	年	超		866	784	408	444	457	340	—	—	—	—	—	—	—	—	
期	間	の	定	め	な	い	も	の	8,119	7,447	67	36	—	—	—	—	—	—
残	存	期	間	別	合	計	91,518	91,639	51,722	52,296	9,384	9,502	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	83	51	1	34	32	5	51	80	43	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	118	57	20	6	80	18	57	46	74	17
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—
卸 売 業、 小 売 業	23	21	0	0	2	2	21	19	2	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1	6	5	3	—	5	6	5	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1	1	—	0	0	0	1	1	1	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	1	0	—	6	0	0	0	6	0	—
合 計	231	139	27	51	119	31	139	159	127	17

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 貸出金償却は、貸出金償却額と貸出金売却額の合計値となっております。

リスク管理体制 一定量的事項一

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	923	—	923	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	377	—	377	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	885	—	885	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共分門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	188	—	188	—	18	10
地方三公社向け	554	—	554	—	57	10
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	27,707	—	27,707	—	5,591	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	27,707	—	27,707	—	5,591	20
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	6,620	11	6,620	0	2,451	37
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,762	5,120	13,762	109	10,293	74
トランザクター向け	—	1,242	—	101	45	45
不動産関連連向け	26,222	—	25,929	—	19,631	76
自己居住用不動産等向け	4,618	—	4,609	—	2,032	44
賃貸用不動産向け	15,179	—	14,994	—	11,234	75
事業用不動産関連連向け	6,317	—	6,218	—	6,300	101
その他の不動産関連連向け	106	—	106	—	63	60
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	97	—	97	—	97	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,028	—	955	—	1,375	144
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	132	—	132	—	132	100
取立未済手形	6	—	6	—	1	20
信用保証協会等による保証付	9,989	—	9,956	—	393	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	641	—	641	—	641	100
合計					42,819	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスクアセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	37.5%	40%	45%	50%
	令和6年度										
現金	923	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	377	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共分門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	188	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	554	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	27,707	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	27,707	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	3,187	—	—	—	—	—	3,137	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	2	—	—	—	—	101	43	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	101	—	—
不動産関連連向け	—	—	—	820	308	1,805	1,370	—	422	1,987	800
自己居住用不動産等向け	—	—	—	820	308	896	—	—	422	—	800
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	909	1,370	—	—	1,987	—
事業用不動産関連連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,021
その他の不動産関連連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他の資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	0	—	—	—	—	—	7	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,023	3,933	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,210	4,122	—	32,280	308	1,805	1,370	—	422	2,089	3,989

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)											
	70%	75%	80%	85%	90%	100%	105%	110%	112.5%	150%	250%	その他
	令和6年度											
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	923
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	377
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	885
外国の中央政府等以外の公共分門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	188
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	554
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,707
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,707
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	197	—	—	—	97	—	—	—	—	—	6,620
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	3,402	—	7,054	—	1,677	—	—	—	—	—	12,281
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101
不動産関連連向け	2,172	4,089	—	—	1,170	—	5,599	4,182	—	71	—	25,929
自己居住用不動産等向け	1,356	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,609
賃貸用不動産向け	—	4,084	—	—	—	—	5,599	—	—	21	—	14,994
事業用不動産関連連向け	815	—	—	—	1,170	—	—	4,182	—	50	—	6,218
その他の不動産関連連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他の資本性証券等	—	—	—	—	—	—	97	—	—	—	—	97
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	99	—	—	848	—	955
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	132	—	—	—	—	—	132
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,956
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	641	—	—	—	—	—	641
合計	2,172	7,689	—	7,054	1,170	2,744	5,599	4,182	—	919	—	87,258

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

リスク管理体制 一定量的事項一

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告知で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0	—	8,933
10	—	3,994
20	4,647	27,401
35	—	5,893
50	3,305	3
75	—	5,119
100	395	29,591
150	—	23
250	—	—
1250	—	—
その他	—	2,208
合 計	8,348	83,170

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。
 5. その他には、リスクウェイトの区分が困難なものが含まれています。

(単位：百万円)

告知で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	48,210	—	—	48,097
40%～70%	9,707	1,242	8.0	9,800
75%	7,958	3,813	0.0	7,689
80%	—	—	—	—
85%	7,856	11	1.0	7,054
90%～100%	3,952	64	7.0	3,915
105%～130%	9,975	—	—	9,782
150%	962	—	—	919
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	88,624	5,132	2.0	87,258

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

リスク管理体制 一定量的事項一

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	44,960	1,798	42,826	1,713
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	44,960	1,798	42,826	1,713
(i) ソブリン向け	79	3	76	3
(ii) 金融機関向け	5,684	227	5,591	223
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			5,591	223
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	10,958	438	2,451	98
(v) 中小企業等・個人向け	3,597	143		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			10,293	411
トランザクター向け			45	1
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,055	82		
(viii) 不動産取得等事業向け	14,249	569		
(ix) 不動産関連向け			19,631	785
自己居住用不動産等向け			2,032	81
賃貸用不動産向け			11,234	449
事業用不動産関連向け			6,300	252
その他不動産関連向け			63	2
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			97	3
(xi) 3カ月以上延滞等	80	3		
(xii) 延滞等向け			1,375	55
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			132	5
(xiv) 出資等	967	38		
出資等のエクスポージャー	967	38		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			641	25
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	352	14	352	14
(xix) その他	6,936	277	2,176	87
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
④未決済取引			1	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,713	108	2,338	93
BI			1,559	62
BIC			187	7
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	47,674	1,906	45,165	1,806

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xix)に区分されないエクスポージャーです。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

＜オペレーショナル・リスク(標準的手法)の算定方法＞

(単位: 百万円)

ILDC(金利要素)	(A)	1,468	BI(事業規模指標)	(D) = (A+B+C)	1,559
SC(役務要素)	(B)	73	BIC(事業規模要素)	(E) = (D) × 12%	187
FC(金融商品要素)	(C)	17			

10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

リスク管理体制 一定量的事項一

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,503	1,880	4	2	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	718	—	—	—	—	—
⑤中小企業等・個人向け	326	1,481	4	2	—	—
⑥中堅中小企業・個人向け	—	—	—	—	—	—
⑦抵当権付住宅ローン	20	—	—	—	—	—
⑧不動産取得等事業向け	380	—	—	—	—	—
⑨不動産関連向け	—	293	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	9	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	185	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	98	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑪3カ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑫延滞等向け	—	73	—	—	—	—
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
⑭出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑮株式等	—	—	—	—	—	—
⑯その他	57	32	0	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「⑯その他」とは、「中小企業等・個人向け」に該当するエクスポージャーのうち小口分散化基準残高以上のエクスポージャーです。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		出資等エクスポージャー						
		貸借対照表計上額	うち、売買目的有価証券に該当するもの		うち、その他有価証券で時価のあるもの			
			貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
							うち益	うち損
上 場 株 式	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	令和5年度	358	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	358	—	—	—	—	—	—
合 計	令和5年度	358	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	358	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる貸借対照表計上額は含まれておりません。

●子会社株式及び関連会社の貸借対照表計上額等

該当事項なし

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

出 資 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記入しております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

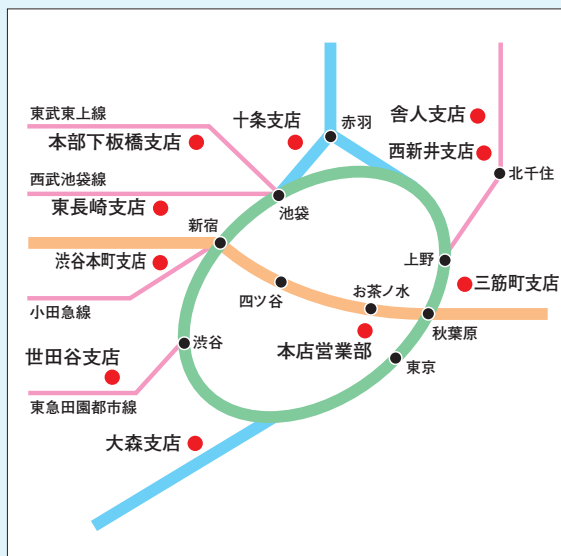
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

店舗一覧



本店営業部



本部下板橋支店



世田谷支店



三筋町支店



東長崎支店



渋谷本町支店



大森支店



十条支店



西新井支店



舎人支店

店名	〒	住所	電話番号
本部	170-0011	豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0177(代)
本店営業部	101-0052	千代田区神田小川町 3-6-1	03-3291-1111(代)
世田谷支店	154-0004	世田谷区太子堂 2-25-4	03-3414-3111(代)
三筋町支店	111-0041	台東区元浅草 3-11-4	03-3842-3811(代)
東長崎支店	171-0052	豊島区南長崎 5-10-14	03-3951-9111(代)
渋谷本町支店	151-0071	渋谷区本町 4-18-1	03-3372-5411(代)
大森支店	143-0024	大田区中央 3-5-2	03-3773-0311(代)
十条支店	114-0034	北区上十条 3-15-2	03-3908-6111(代)
西新井支店	123-0841	足立区西新井 2-32-13	03-3898-3111(代)
下板橋支店	170-0011	豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0171(代)
舎人支店	121-0831	足立区舎人 1-10-18	03-3855-3311(代)



ぜんくん&えっちゃん



全東栄信用組合

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町 4-37-9

TEL : 03-3986-0177 (代) FAX : 03-3982-3841

ホームページアドレス : <https://www.zentouei.shinkumi.jp/>